

第三十八回
国會

午前十時五十二分開会

本日委員吉田法晴君辭任につき、その補欠として阿部竹松君を議長において指名した。

委員長 剣木 亨弘君
理事

川上 為治君
古池 信三君

○委員長（**剣木亨弘君**）　これより商工
委員会を開会いたします。

本日は輸出入取引法の一部を改正する法律案及び電気用品取締法案について提案理由の説明を聴取し、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案について補足説明を聴取し、ついで中小企業関係四法案について質疑を行なうことといたします。

議事の都合により、最初に、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案を議題とし、事務当局から補足説明を聴取いたします。

○政府委員（小山雄二君） 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、主要な点を御説明申し上げます。

まず、題名の改正をいたすわけでございますが、中小企業振興資金助成法という名前を中小企業振興資金等助成法と改めております。中小企業振興資金助成法は、その名称でも明らかな通り国及び都道府県が相協力して中小企業の振興を資金的な面から助成しようとするものでありますが、今回の改正によって、都道府県の貸付対象資金に工場集団化のための土地及び建物の資金が加わったほか、新たに集団化のための工場用地の買いかえの場合の課税の特例措置を規定されましたので、中小企業振興資金等助成法と「等」を加え、資金面のみなす税の面でその助成措置をも含むものである旨を明確にいたしましたわけであります。

次に、第一条の目的の規定でございますが、これも同じ趣旨からいたしまして、「設備の設置に必要な資金」に「等」を加えまして、「設備の設置等に

必要な資金」、「補助金を交付することにより」、「これも「等」を加えまして」、「補助金を交付すること等により」、「と、それぞれ題目のところで申し上げましたと同じような趣旨を明確にいたしましたわけでございます。

第三条は、国の補助の対象となる都道府県の貸付事業資金を規定したものでありますが、工場集団化のために必要な資金について第四号を追加いたしました。従来からの共同施設設置資金及び設備近代化資金のほか、新たに土地の取得及び造成並びに建物の建設資金を貸し付け得ることとしたものであります。イは土地及び建物が組合所有

の場合の規定であり、ロは個人所有の場合の規定であります、イの規定によりまして、工場集団化に必要な土地を組合が一括して取得し、団地の運営が軌道に乗るまでの一定期間、これを組合自身が所有し、所期の目的達成に資するよう運用をはかることができますようにいたしたわけであります。

集団的・協同的組合は事業協同組合等が作成するものでありまして、その組合には中小企業等協同組合法において認められているところにより、従業員三百人または資本金一千万円の線をこえるところの中小企業者でない者も加入でき、従って、その計画自体は国の助成の対象となり得るといえるものであります。が、振興資金助成法本来の趣旨からい

たしまして、無利子貸付の恩典は、本号のイ及びロにおきまして中小企業者の事業の用に供するためのものに限定することといたしました。

また、集團化の必要性ないしその効果にかんがみまして、組合の資格事業を製造業に限っておりますが、現在までに判明しております計画はすべて製造業に関するものでありますし、製造業以外の業種にあつては団地へ集團化

するといふことはまずないと思われま
すので、実態に即して規定したもので
あります。政令で定める基準は、第十
四条の課税の特例措置を適用する場合
の要件ともなるものでありますが、国
の指導助成の対象として適当な集団化
計画の内容とはいかなるものであるべ
きかという観点から、集団化する企業
者の数が一定以上であること、集団化

する企業者は同一業種または関連業種に属する事業を行なうものであること、団地ごとに事業協同組合等を設立し当該団地に集団化するすべての企業者をその組合員または所属員とするものであること、その他立地条件、共同事業、施設の配置等について規定する予定であります。

第四号の要件に該当する場合には、

その計画の承認をすることとしたして
おきます。

次に、第二項において、前項の承認
にかかる工場等集団化計画の内容に

従つて当該事業協同組合等の組合員または所屬員たる中小企業者が、従来の工場用地を譲渡し、かわりに団地内に土地を取得してその事業の用に供した場合には、現実に計画の内容に従つて譲渡、取得をしたこと等について通商産

大臣の証明を受けることにより、租税特別措置法に定める課税の特例の適用があることにしたわけでございます。次に第十四条において規定いたして「中小企業者である者」ということについて、政令に定める日において中

てであります。集団化の一つのねらいは工場規模の適正化という点にありますので、これにより移転によりまして工場規模が拡大することは当然予想されるところであります。従いまして集団化後も税の特別措置を受けるまでは中小企業者にとどまることを強制するというのは実情にそぐいませんので、たとえば集団化計画の承認を受けた時点において中小企業者である者は特別措置の対象となり得るよう政令で定める方針であります。次に、課税の特例の対象となる「政令で定める工場施設の敷地の用に供される土地」であります。が、ここにいう工場施設については、工場建屋、その付属設備または構築物のほか、事務所、従業員宿舎等、個人用住宅を除いた広い範囲のものを政令で指定することとしております。さらに「その他政令で定める事情」とは、通商産業大臣が証明を行なうにあつて検討すべき事項を政令で規定しようとするものであります。その内容としては、工場施設が計画通り一定の時期までに建設されていることあるいは適正に配置されていること等が考えられます。

以上をもちまして補足説明を終わります。

○委員長(鈴木幸弘君) それでは次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案、以上四案を便宜一括議題として質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○中田吉雄君 中小企業金融公庫法を初めとして関連法案の審議に先立ちまして、国民所得増進計画における中小企業の問題、特に金融問題について少し御質問いたしたいと思ふ次第であります。

この国民所得増進計画の中小企業の小委員会の答申並びに決定等を見ましても、産業構造を十年間に非常に高度化する。しかし、中小企業の国民経済に占める重要性、あるいは十年間に輸出を九十三億ドルに、年率一〇%ふやしていくというふうなことをした際にも、輸出貿易に占める中小企業の重要性というものは、十年間にまあいささかも変わらぬという中小企業の占める位置を非常に高く規定しているわけであり。ところが、その際にいろいろ

ろな中小企業の近代化をして、そして所得増進計画に伴う地域格差、企業格差等を是正せねばならぬということも規定して、いろいろの対策をあげて、そのうちに占める中小企業金融が最も重要になったということをして、しかも財政投融資の占める比率が非常に重要だということが答申に基づいて所得増進計画にうたつてあるわけなんです。ところが、今度椎名大臣の当初の通商産業省の重点施策の一つでもそのことがまあはっきり第一番にうたつてあるんです。ところがたまたま問題になつています中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫に対する財政投融資を見ますと、本年度に對しまして、当初計画で二百五億円ふえて、八百四十億というふうな、まああつた二百五億の増なんです。ところが財政投融資全体の伸びに比べて若干率はいいんですが、これでは若干に国民所得増進計画の中で中小企業の占める重要性をうたい、その中で資金対策がもう根本だといふながら、そのうたつてあることと、初年度計画としてわずか二百五億の増では十分じゃないのじゃないかという問題なんです。が、いかがでしょう。

○政府委員(船岡伊平君) 中小企業に対する財政投融資につきましては、お尋ねでございますが、所得増進計画の線に即しまして、中小企業の近代化、合理化いわゆる体質改善を進めて参りますことは重要点でございますが、昨年十二月末の現在におきまして、いわゆる全銀行その他金融機関全体の中小企業に対する融資の総額は四兆七、八千億でございます。それに対しまして、ただいまお話のように、本年度の

財政投融資が八百六十億程度でございますので、貸出残は五千億以上になるものと私も期待をいたしているわけでございます。財政投融資必ずしも十分ではないと存じますけれども、一般の金融機関特に中小企業向けの民間金融機関の協力と相待ちまして、近代化、合理化、体質改善のために必要な資金の確保が一応まあできるものと考えております次第でございます。

なお、ただいま御審議を願つております中小企業振興資金助成法でございますが、これは、今までの分で改定して参りますものがございまして、総額百四十億のものが無利子の金としてそのほかに貸し付けられる、こういったようなこととございまして、十分ではございますが、それで中小企業——当面緊要な中小企業の近代化、体質改善を進めて参りたい、かように考えている次第でございます。

○中田吉雄君 三十五年度の企画庁から出ています経済白書を見ましても、中小企業の生産の伸びは非常に伸びている、これは大企業よりもっと伸びている、しかし、生産の上昇の割合には利益率は好転しないということを、いろいろな角度から三十五年の最新の経済白書で述べて、その中でいろいろの要因をあげて、やはり資金調達の問題の一つの利益率が好転しない原因になつていられるのがね。生産は大企業よりもっと伸びている。大企業の伸びより大だ。しかし、生産の上昇の割合には利益率は好転していない、こういうことを経済白書の中小企業欄にもはつきりうたい、いろいろその原因について述べているのですが、ここでは金融問題だけに限定したいと思ふので

すが、去年は財政投融資全体が五千九百四十一億であつたものが、こゝしは七千二百九十二億になつて、千三百五十一億——二割増加です。それこれを比べますと、二百五億で若干パーセントはいいのですが、しかし、中小企業金融の持ついろいろな欠点を是正するために、財政投融資がもっと高い比重を占めねばならぬと思うのですが、答申等にかんがみても十分じゃないんですか。その点はいろいろ御説明もありましたが、この中にはいろいろうたつていまして、が、金融機関全体の貸出総額のうちで、中小企業向けは現在二三%、設備においては、運転資金は四割七分。ですから、設備では、二三%を四〇%にふやさなければならぬ。運転資金は、四七%を五五%にふやすことが必要だということをやりたい、特にこの半分を民間の金融機関に期待して、そして財政投融資の比率は、少なくとも国民経済に占める中小企業の重要性——今後十カ年においてもそれは変わらない——金融の持つ特殊性からして、これを従来の倍にすることが必要だということ、これははつきりうたつて、財政投融資の占める中小企業の近代化、合理化の重要性をうたつていられるのですが、なお、全体の総額の伸び、三割一分で割つてみましても、中小企業は三割くらいになつていられるんです。——若干はいいですが、すでにこの面からして、あとでもいろいろ申し上げますが、証券市場が非常に問題になりました、いろいろな制約がありして、これをもう少しふやして、中小企業金融の持つ問題を少しよくすることが必要じゃないかと思ふますが、少なくとも

七%を五五%にしたいという、その目

頭に、中小企業振興といろいろ言っ

や新潟の油田がアラビアに行つたよ

して中小企業をあと回しにするので

輸出を九十三億ドルに、年率一〇

ふやす、そのためには行政投資を十六兆一千三百億ぶち込む、こういうことになっていきますが、これらの中で、中小企業向けはどういうふうに変わってきますか、行政投資は。

○政府委員(始岡伊平君) ただいま御指摘の十六兆の中で、中小企業向けにどうかという細目の決定はまだなされておられませんのでございますが、簡単に申し上げますと、本年度認められました額よりもっと大きい割合で中小企業向けに振り向けて参りたい、またそういう努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○中田吉雄君 私、農業方面少し関係があるのですが、十六兆円の中で、農業に一兆円ですか、二兆円かやるということで、これは自民党の農政議員の人も、農業団体も話にならぬというところで、だいぶもう問題になっておったようですが、長官の方から、一体十六兆円というものは積み上げてやっであるかどうか、その辺わかりませんが、中小企業向けは一体その中でどうなっているということを一御説明いただけないでしょうか。

○政府委員(小山雄二君) 中小企業関係は、その中で積み上げて計算してないわけでありまして。これは今、産業別にいろいろ見て計算して、中小企業という仕切りはしてない。別途中小企業の関係は、先ほど申しましたように、年々の増加額を目安に置いてあるわけですが、それをその中で占める割合、逆から見ますと、四十五年度までに約二兆、一兆九千億程度のものが中小企業向けにふえていくという勘定になっております、中小企業自体から積み上げていった計算ですけれど。

○中田吉雄君 まあ企業総数に占める割合からいっても総生産に占める割合からいっても、十六兆円も投資がありながら一兆九千億というのでは、私やはり日本の経済を一回りも二回りも大きくするには、何としても隘路である中小企業と農業をもっと高い水準にして格差を小さくせぬと、それがブレーキになって、やはり大きな発展はまあ不可能だと思ふのですが、これはやはり一兆九千億では、農業に二兆円ですか、少なくとも足りないということですが、だいぶ自民党でも問題になったようですが、まあ逆算をされたのでも、あまりにもこれは少ない。これで二兆円に近くなれば、財政投資は従来の倍にするというところになるわけなんです、これはどうなんですか。

○政府委員(小山雄二君) 中小企業関係が非常に企業規模によつて、まあ生産性といいますが、所得といいますが、非常に違ふわけなんです。まあ大企業、従業員千人以上のものにこれを比べますと、大体従業員百人前後のところでは生産性半分、従業員が十人前後のところでは四分の一というふうな現状なわけでありまして。それをまあ全部大企業並みの生産性上げるといふことになりまして、これはまあ大へんなことなっておりますが、十年計画で、この所得倍増計画では、十年がかりで、一番下の層をせめて半分は持つていくという目安で、いろいろのものを立てておるわけですが、先ほど申しました来年度財政投資の増加額を約千三百億、十年間の増加総計約二兆と、こういう計算は、まあその計算とその能率と、これは金融、投資の面ばかりじゃございません、これはすぐつながらるか、どうかは別といたしまして、まあ大体そういう目安で今後計画を立てていくわけでありまして、まあそれにはこの程度で、まだ、それにさえ、この程度で十分だといふ感じはないではないのであります。全体のバランスその他からいいますと、そういうふうに現在考えておるわけでありまして。現実の、多少、来年度あたりの財政投資額もそれにまだ達しないという状況ですが、今後とも少なくとも、あるいは、できればそれ以上に、これは全体の十年の見通しでありますから、その後の経済を見て手直しをして、足りない分は大いに増強するという手を打ちまして、せっかく努力して参らなければいかぬと考えております。

○中田吉雄君 「国民所得倍増計画」の二百三ページに、中小企業向け貸し出し増加目標とありますが、先申しましたように、設備資金では現在二二%だが、四〇%にする、運転資金は四七%から五五%に引き上げることを望ましい、その半分以上を民間の金融機関の協力に期待するとして、財政投資はもと従来に倍にしなければいけません。これは言っておるのですが、十年——いつから倍にするのですか、三十六年から倍ということなんでしょうね。結局の最後の年に、昨年六百三十五億であったものを倍にしなければいけません、こういうことになるということをお言っておるのじゃないかと思う。そうすれば、千三百億でちょうど合算のようですが、そういうことを言っているのですが、増加分の半分を民間の銀行に

期待するとしても、なお、国民経済に持つ中小企業の重要性、また、三十九億ドルの機械を輸出する目標としての、やはり機械産業等でも、なかなか高い比率を中小企業が占めるということもあって、それには、とにかく、財政投資を従来の二倍にしなければいかぬ、ということをはつきりうたつてあるのです。これはいつから二倍にするというのですか。三十五年を基準にして二倍にするということですか、どうなんですか。

○政府委員(小山雄二君) 三十六年度から二倍にするということでございます。

○中田吉雄君 始岡次官を初め、小山長官等も非常に努力をされていたと思うのですが、これはやはりもっとふやしていただかぬと、そうしてまた、これなんかの論文を見ても、あるいは経済白書を見ても、最初は企業に対しては租税特別措置で援助してきた、それを、財政投資で、もう租税特別措置は大企業に必要なくなつて、だんだん財政投資の方にかわつてきた。しかも、それら大企業はいろいろな面で調達能力もあるしというふうなことで、むしろ、中小企業等にもっとウエートを置かなければいかぬというふうなこともうたつてあるし、私なんかも同感ですが、かれこれ申し上げるといふのでなしに、ほんとうに所得倍増十カ年計画をやつて、そうして隘路であります農業と中小企業を、もっと大企業との格差を縮めるには、何としても國の援助の手を差し伸べなければいかぬし、それには、特に資金の出資というものが、中小企業その他庶民のなんになるものですか、私

は、ぜひとも、この所得倍増計画というものは、こういう面からでも重要な隘路になって、計画通りには、池田さんおられますが、なかなかこれはいかぬと思うので、この問題はこれくらいにしますが、来年はあるいはまた八百億の自然増収というよりなことも最近出ていますし、もっと思い切つたやはりこの三つの金融機関に対して投資をふやしていただきたいということ、一つ始岡次官に特に希望申し上げておく次第であります。

それから今度の三法案、ワクをふやして、借りやすく、特に中小企業の持つていきます高金利という問題ですね。それに対していろいろ金利を下げる、手は打つてあるのですが、この中小企業の高金利負担の実情について小山長官からもう少し、これも大へんな隘路になって、私たちが若干有権者等から頼まれ、金融のあつせん等をやってみまして、いかにも高金利で資本の蓄積はもう全くできんで、相互銀行やその他小さい銀行を育てるようなことに奉仕するほど高いので、その問題について一つ御説明を願いたいと思う次第であります。

○政府委員(小山雄二君) 中小企業の高金利負担は相当ばかりにはならないものがあるわけでありまして。政府関係金融機関はまあ中小企業金融を補完するといいますが、量的にあるいは質的に、補完する意味でできている機関であります。が、しかもまあその機関が中小企業金融で果たしている役割といふものは割合少ない。貸出残高でいいますと、中小企業金融の中で政府関係三機関の占めている割合というものは一〇%足らずなわけでありまして。その

いう分量でございますが、これは政府関係機関は設立の趣旨から申し上げまして、金利の面も質的にこれを補充するといふ意味におきまして特にいろいろ配慮してあります。特に最近の金利引き下げの動きにはまず一番初めに政府関係金融機関はリードという意味も含めまして、ことしの一月一日から貸出金利の引き下げを行ないましてやっております。これは大体この短期の金は割に高い、安くはないといひますけれども、長期の金、特に設備資金金融につきましてはほかの機関に比べて相当安くついているわけでありす。簡単にありますから申し上げますと、中小企業金融公庫は、これは長期の金ばかりですが、年九分三厘を九分に下げております。国民金融公庫は長期も短期も九分に下げております。商工中金は短期の金が多いわけでありす。したが、これまで長期と短期平均三厘がた下げて、長期の金で九分七厘ないし九分九厘、短期の金で日歩二銭六厘であつたものを約平均日歩で一厘、年で三厘程度下げております。一般の金融機関の貸出金利も逐次下がっております。市銀、地方銀行、都市銀行も貸出金利を一月の三十日から引き下げております。ただこういう面におきましては大企業が借りる金といひますか、金高のまゝとつた金よりは、金高のまゝとつた場合の金利といひものが少しづつ高くなつておりますので、その面中小企業者は不利だといふことはいえます。中小企業者がもっぱら利用するといわれております相互銀行、信用金庫、信用組合、こういったものの金利が割に高いわけでありす。これらの機関もそれぞれ金利引き下げ

の趨勢に應じまして、引き下げは実施して参つておりますけれども、相互銀行で申しますと、やはり日歩で三銭五厘から一厘程度引き下げて三銭四厘にした。年に直すと一割二分七厘から一割二分四厘程度になりました。それから信用金庫、これも自主規制の最高限度を下げております。それでも二銭四厘でありまして、年利一割二分程度になります。それから信用組合に至りましては最高限度は日歩五銭だつたわけですが、四銭九厘程度まで下げまして、年に直すと一割八分二厘が一割七分八厘程度になるかと思ひます。これらの機関は要するに組織の面それから資金を集める面、その他すべてコストが高くてつとにいうような仕組みになつておるわけでありす。急ぐこれをうんと下げるということとはなかなかむずかしいといふことではございす。これは一般のこういう機関の指導の面から申しまして、できるだけ経営の合理化等を進めて金利を引き下げていくという方向に指導して参らなければならぬと思ひます。直接には大蔵省の問題でございす。直接には大蔵省の問題でございす。いわゆるもつとつと高い金利のものを往々にして借りて、その場をしのがざるを得ないという面が相当多いわけでありまして、これらのものはそういうものはやめて、できるだけ普通の民間機関あるいは政府関係機関から用を便して、それらの非常に不自然な、非常に高い金利負担というものはなるべく避けていくといふふうに指導して参りたいと思つております。

と、農業の収益率も非常に低いことは低いのですが、私は中小企業も似たりよつたりだと思ふのですが、私はこれはけたはずれに、ただいまのように下げても九分くらい。ところが農林漁業ではその据置期間、償還期限等を見ましても、これはもうけたはずれです。ところがたとへば養鶏等ははなはだし早く返せるのです。ですのにこれですと見ていっても、ものによつては利率は五分くらいです。あるいは造林資金等は長いのですが、四分で二十五年以内に返せばいいといふような非常に据置期間も長いし、償還期限も長く利率も非常に安いのですが、農林漁業は、それでもわれわれ農林水産委員会で高いと言つてゐるのです。それに比べてやはり中小企業の据置期間、償還期限、利率といふものは、少なくとも実情から見ても、据置期間一年で五年以内に返すといふようなことは、なかなかこれは私困難だと思ふのです。こういうことが、経済白書に言つていられるように、生産は非常に伸びた、だけれども利益率はちつとも伸びていない、事態は好転してないといふことを白書もうたつてゐる一つの大きな原因じゃないかと思ふ。少なくとも市中銀行あるいは信用組合、信用金庫、相互銀行等をコントロールすると言つては語弊がありますが、意味からいつてもそれは小口でコストが高くなるわけですが、少なくとも政府の三つの中小企業向けの金融機関は、私は農林漁業金融公庫等と比較して、据置期間、償還期限、利率といふものを、その本質的に農業を対象にしたものと異なると思へないのです。ことに最近の養鶏、酪農その他を見ても、はなはだしくこ

の面は、農業団体等の働きかけ等と比べて、中小企業のそれが弱いといふようなことはなかりと思ふのですが、九分でしょう、商工中金では一割近い九分七厘ですか、据置期間も一年で、五年以内の償還といふようなことで、農林漁業金融公庫等と比べてけたはずれの差があるので、そういう点はやはり新しい角度から、据置期間、償還期限、利率といふものを一つ考へていただくことが重要じゃないかと思ふのです。これが大蔵省等出ていたで言わねばいかぬと思ふのですが、現状でいいと思われませんか。

○政府委員(始関伊平君) 先ほど小山長官が御説明を申し上げましたように、本年の一月一日から、三機関につきまして、それぞれ若干の引き下げをいたしましたけれども、これで私ども十分である、満足すべきものとは考えておりません。ただいまお話のよう、中小企業に対する金利負担は、むしろ相互銀行その他には非常に大きな問題があると思ひますが、こういうものに對しまして、一つの誘導的な役割を持つと思ひますので、今後金利その他の貸付条件をさらに引き下げるように努力をして参りたいと思ひます。まず次第でございす。

○中田吉雄君 これは一つ農業と中小企業、特に最近の進んだ酪農、養鶏、果樹といふようなものの収益力と中小企業と比べて、決して中小企業が据置期間が短くても償還期限も短くて高利率でも十分資本の蓄積をやつて近代化し、その劣勢をとりもどせるほど果樹、園芸、酪農等に比べていいとは思わぬので、ただいまの御説明もあ

りました。が、ぜひこの問題は御検討をいただきたいと思ふ次第であります。それからただいま小山長官がいろいろ申されたのは表面上で、私たちが實際関係して見て、それはもう想像以上に高い金利負担をして、しかも二カ月くらいで歸らされて、實際もう特に個人の金貸し業者なんかから借りたら、どうにもならぬといふような状態なんです。ところが一般の市中銀行等でも歩積みと両建てをなかなかやらしておつて、たとえば私の知つたのも、百万円貸して五十万円預けさしてゐるのですから、預金の利息と借りる利率との差は大へんなもので、非常に高金利になるわけでございます。そういう点で中小企業とされては、そういう表面的なことではなしに、歩積みと両建て等の、特に会社等では年度末とか各期ごとの預金の吸収のいろいろ競争をやつてゐるときに当たると、必ずひどい割合で預金をさせる、しかも大へんな金利になるのですが、そういうことの調査をやられた結果並びにその対策はどうしておられるか。

○政府委員(小山雄二君) 歩積み、両建て、これは実際は相当行なわれてゐるようであります。そういうことをされちゃ困るので、実は一般の銀行の關係につきましては、大蔵省銀行局あたりがやかましく銀行局としてもいろいろ連連その他もやつておりますが、ほんとうに歩積をやつてゐるかやつていないかとやつてゐるかは、なかなか實際は巧妙にやつてゐるような面もございまして、なかなか跡を断たないといふ実情でございす。この政府関係金融機関はちろん預金を受け入れませんし、そういう問題はないわけでご

ございますが、先般衆議院でも質問がありました。商工中金が歩積み、両建てをやる、これはそんなばかなことはないわけでございます。商工中金は預金を受け入れるから、広い意味の余裕金があったら預け入れて下さいということば言っておりますが、貸し出しに關連しての歩積み、両建てをやるということは絶対にさせてはならぬわけでありまして、これは大臣もそういうことをさせないようにするということば言明いたしております。一般の市中金融機関につきましては、これは直接には大蔵省にやかましく頼んで警告し、そういう傾向をなくしてもらいたいということに今努力いたしているわけでございます。私どもの方では、中小企業の金融実態というものをアンケート的にずつと取りまして、それで歩積み、両建ての状況も調べております。これは今ちょっと資料を持っておりませんので、詳しくは数字はもし何だったら、のちほど申し上げますが、やはり金融が詰まってくると、これが多くなってくる、金融が緩慢になるとずつと少なくなるということでありまして。

実際、四半期別にとつております報告で、私の記憶しておりますところでは、年末は金融が——三・四半期の実績、最近新しいものが出ておりますが、三・四半期は前に比べますと、金融が割に年末は好調に推移いたした関係もありまして、歩積み、両建てはちょっと減つてきた。これはアンケートでありまして、全般の傾向はわかりませんが、年末までの三・四半期——十月から年末にかけては、少し減つてきているという感じでありま

す。今後ともこういう面につきまして、われわれも気をつけ、また要望する向きにはやましく要望しまして、極力そういうことのないようにいたしたいと思ひます。

○中田吉雄君 これは中小企業庁の問題より大蔵省の問題でしようし、しかし、そういうのをコントロールするたに、私はやっぱり三つの金融機関にワクをふやして、その面からやはり次官が言われたように誘導するような措置をせぬとなかなかめんどうで、まあさつきも申し上げましたように、百万円借りて五十万円預金させている。あるいは百万円借りて、三十万円返して、それを元本から引かず預金として受け入れて、そしてそのさやをかせぐ、これはもう三十年の十二月ですが、全国の銀行連合会は自衛決議をして、統計から見ますと、若干減つてきているようですし、また中小企業庁等で調査されるということ、わかつたら、銀行にいじめられたら悪いというよりなことではなかたか実態を言わねのですが、実際の中小企業の金利負担は、これはもう中小企業の持つ収益力等をはるかにこえるもので、私はこれが白書で言つていられるように、生産は非常に伸びている。大企業は伸びているが、ちつとも中小企業は収益力はよくなつていない、好転してないといふ企画庁の白書が物語つていられる一つの大きな——商工中金であるといひませうが、必ずしもないとも言えないので、私もそういうことを言つて、すぐどこの金庫かわかつたりするので言ひませんが、なかなかこれは大きな問題で、そういうためにもしてもらわなければ、私は投融資をふやしてもらわな

ければいかぬと思ひますし、それから最近の生命保険と証券投資ですね、これは私は非常にこの中小企業向け融資の問題として見のがすわけにいかぬほど重大な問題だと思ひます。私は島取県ですが、五大証券等がなかなかりっぱなビルを建て、そして盛大な披露宴をやつて、そのために島取、島根等では預金の伸びが非常に鈍化したといふようなことは銀行当局からも聞きます。しかも生命保険、あるいは証券投資等の金が中小企業の方にはなかなか流れないのです。私も、まあ生命保険の会社から、ある人が金を借りたといふようなことで、苦勞をして、工場全員を生命保険に入れたりして、そして借りるようなことをやつて、なかなかこれも金利が高くて、そういうことはどういふふうに見ておられますか。この投資ブーム、生命保険の異常な伸びというふうなもの、中小企業向けの金融との関連をどういふふうに見ておられますか。

○政府委員(小山雄二君) 最近公社債投資が非常に伸びまして、これが中小企業金融を圧迫するといふことで問題になつておるわけですが、で、公社債投資が一月と二月で八百億くらい出ておるわけですが、この金はお話の通り、中小企業には回つてこない金です。従つてそのあふりを食つて預金が集まらぬ、あるいは預金を引き出すといふことで、一般の金融機関の預金がぐつと減る。一月は都市銀行も地方銀行も相当の預金の減であります。去年に比較しまして預金も相当減つております。ただそのときいろいろその影響その他も議論されたわけですが、もう少し様

子を見ないと、公社債投資そのものの成り行きもわからないといふことで、大蔵省あたりとも話をしておつたわけでありまして、二月になりましたと、その預金の増加額は相当去年等と比べましても回復して参つておりました、去年よりむしろ市銀等は多くなつております。地方銀行も多少でございますが、多くなつております。そういうことで公社債投資等の影響はどの程度具体的に中小企業金融に及ぼすかといふことはいましばらく情勢を見まして、これがまあ基調的なもので長く続くといふようなことであります、これはいろいろな対策、手を打たなければいけません、こう思ひます。ただもう一つの問題は、実はこの影響を間接に受けて商工中金等の割引債の売れ行きが悪くなつた、こういう問題もあるわけでありまして、一般中小企業金融に対する影響と並んで金融債の債券投資の競争もあり、金融債の売れ行きが悪い。金融債の中でも興長銀の方は特に歴史も古いし、いろいろ因縁といひます、顔もきいて割にいいのですが、商工中金の方への響きがひどい、こういう問題もありまして、この問題についていろいろ対策を検討しておりますが、これもまたもうちよつと推移を見まして、それが基調的なものである、はうつておけないといふ事態であります、いろいろな手を打つていかなければいかぬといふことを大蔵省あたりとも話しております。生命保険の金もお話の通り、これはなかなか中小企業へ回つてこない。ただ生命保険協会あたりで生命保険会社に話して、少し中小企業へも回したらどうかといふことで、少しずつ最近はお戻すようにいたし

ておりますが、これは何といたしましても意識的に回しておる、政策的といひますか——といふような関係で金額等も少ないわけでありまして、そういう中小企業の金を吸い上げて大企業に回すといふ言われるわけでありまして、そういう問題につきましても、生命保険の問題は前からの問題であります、投資信託の關係と中小企業金融の關係といふようなことにつきましても、推移を見ますとともに、手を打つ必要のある場合には一つ關係方面とも相談しまして対策を見つけて措置しなければいかぬかと、こう考えております。

○中田吉雄君 国会からいただきました国会統計提要の三十六年度版を見ましても、財政金融のところ、最も伸びておるのは信託投資と生命保険なんです。これはもう非常に伸びておる。この問題は、私はやはり財政投融資をふやす問題と、この二つをどう中小企業とリンクするかという問題を考えていられることが、まあ今度国会では農業に對しましては、農業協同組合等の持つておるのに對しまして、やはりそれを農村資金に出すように措置がとられていますが、私はやはりどうしても、私たち農村に出ても、予想外な人が、山林地主等が、これまで銀行に預けておつたのを半々、三分の一くらいにして株を買つておるといふようなことで、もう想像以上に証券投資が盛なんですね。ですからイギリ

これはまあ財政投融資といひましても、なかなか限度もあるし、今度農村資金、農業近代化資金として信連の持っている金を政府、県が利子を補給して出すというような措置が出されているのですが、私はぜひ財政投融資をふやしていただくと同時に、これは私は基本的に証券投資というものは、信託公社債といふものは、これをまあ長期的に見てどんなものであるかということを見て考えるということですが、私はやはりこの金をどうして中小企業にパイプをつけるか、私、鳥取県ですが、相当鳥取県でたくさん生命保険に契約して払い込んでいっているのですが、まあ私の知っているのもごく指折り数えるほどしか還元融資はしていない。また生命保険としてもなかなかそれを貸すコストが高いものですから、しかも相当信用力のある大きな、中小企業のカテゴリーに入らぬようなものに貸しているのが数件、私の知っているのがあつたのですが、どうしても私は財政投融資をふやすと同時に、生命保険なり証券市場と中小企業をリンクする措置を考えていただくことが、特に今度農業に対しては三百億ですかがういを初年度と県で利子補給して出すというやうな制度がとられるようになったので、三法案もさることながら、そういう問題を一つ早急にやっていたら、これが中小企業の近代化のためにぜひ必要じゃないかと思うのですが、次官どうですか。

しまして、十分一つ調査、研究、検討いたしまして、善処して参りたいと考えております。

○中田吉雄君 この一般的なことはそれだけにしまして、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案ですが、今度理事二人ふやされる、理事二人ですか、増員されるというのですが、この三つの金融機関の出身別の役員名簿ははつきりしていますか。

○政府委員(小山雄二君) 中小企業金融公庫は総裁、副総裁と理事四人でございます。これを今回二人ふやすということでございます。総裁は大蔵省出身でございます。中小企業金融公庫です。副総裁は通産省出身でございます。理事は一人は通産省の出身、一人は日銀の出身、一人は興銀の出身、一人は商工中金にいた人ですが、商工中金育ちの人でございます。それから商工中金でございますが、これは理事長、副理事長と理事五人でございます。これは理事長は通産省と地方団体の知事をした方でありまして、それから副理事長は大蔵省の出身でございます。理事は五人おりますが、一人は日銀の出身でございます。一人は通産省の出身、それからあと三人は純然と商工中金で育ってきた人ということでございます。国民金融公庫はちよつと大蔵省所管でありますから資料がありまじとわかりません。

○中田吉雄君 これは一つあしたでもいいから氏名と出身別のお出しいただきたいと思つております。この中小企業金融公庫は通産省の所管ですか。

○政府委員(小山雄二君) 通産省と大蔵省の共管でございます。

○中田吉雄君 共管ですか。この総裁の選任方はどうなつていふのですか。願ひですか。そういう点はどうなんですか。

○政府委員(小山雄二君) 総裁は形式的には主務大臣が、両大臣が任命するわけですが、交代とかそういうことは全然ございません。慣例も何もございせん。

○中田吉雄君 中小企業金融公庫の総裁は通産省の番だといふようなお話を聞いておたつたのですが、これはどういふわけですか。その人がなかつたということですか、適任者……。

○政府委員(小山雄二君) 共管でございますけれども、大体共管でもいろいろなながありまして、イニシアチブは通産省がとるやうな格好になつていまして、商工中金もそうでございます。それでまあ私どもは通産省出身の人がなつてもらつた方が、そういう面からいつてもいいとは思つておりますけれども、それはそのときどきの事情でございます。まして、首脳部が御相談の上、具体的に適任者を探さ、こつたことに實際問題としてなつております。

○中田吉雄君 三の理事は経理、監査それから庶務、第四の理事は調査と審査、こつたうふうなことになるかと。もう少し聞きたいことあります。

○中田吉雄君 まだ少し聞きたいことあります。もう一度です。始末次官にお願いしたいのです。通産省でも企画庁でも科学技術庁でもなかなかいろいろな調査をされている資料が出てこない。まあ、最初にいただいたのは、私まあ地方行政や外務、予算その他やつておたつたのですが、初めてきて、何ですか、巡回見本市のカタログみたいなもの、そんなものが最初にきつて……あとなかなかこない。で、たとえば今度工業立地の一部改正法案いろいろ見ていると、工業立地白書がある、通産白書もありません。いろいろ調査が、たとえば中小企業でも文献を眺んでみても、中小企業総合基本調査あるいは三十四年には中小企業金融実態調査といふやうなものがあるのに、秘書に交渉させたら、まあサビセスンターに売つていふから買つてくれ、こつたういふことなんです。それで私が政府委員室に、それでは一体どういふ基準で——同僚その他には通産白書も、工業立地白書も……企画庁の諸君なんかはみな持っているが、どういふわけだ、配付基準を示せと云つて、やつとこさあわてて行つて買つてきたといふやうなことで、これは一つは、何んなな法案審議に際しましては、基本的な調査されたものは、三三九拜せぬでも——これでも官庁サビセスンターに行つて買つてきたのです。まあ何部ももらうわけではないのですから一

つ、幸い中小企業庁の方ではいろいろいただきましたのでなんですが、次官に法案の審議を促進する意味からいつてもお願いしておきます。

○政府委員(始末伊平君) ただいまのお話承知いたしました。大体通商白書その他発行いたしましたつと両院の商工委員会その他にお配りしておると思つてございまして、過去に発行いたしましたものでも、非常に審議に關係のあるといふやうなものにつきては、余分のございまして限り御配付申し上げるやうにしたいと思つております。

○中田吉雄君 最初秘書に交渉させたら、サビセスンターに行つて買つてくれと、それで私は何言つておる。どういふことだと言つて、政府委員室にやつと行つて、あつて通産白書と工業立地白書をいただいたやうな次第で、そつたういふこと、秘書は一心同体の者で、そつたういふこと、ないやうに、ただいまの点は善処してもらいたいと思つて。

○委員長(御木幸弘君) 速記をやめて。

○委員長(御木幸弘君) 速記を始めて。

○委員長(御木幸弘君) 速記を始めて下さい。

午後零時三十分休憩

午後一時五十七分開会

○委員長(御木幸弘君) これより商工委員会を開会いたします。

まず、輸出入取引法の一部を改正する法律案、電気用品取締法案、以上二案を便宜一括議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(椎名悦三郎君) ただいま議題となりました輸出取引法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

現行輸出取引法は、昭和二十七年九月輸出取引法として施行され、その後昭和二十八年八月輸出取引法に改正され、さらにその後二回の改正を経て今日に至っております。その間輸出取引法は、輸出入取引における秩序の確立についての基本法として、多大の役割を果たして参つてきたのであります。

しかしながら最近における世界貿易の情勢を見ますと、諸外国においては、依然としてわが国の一部商品の急激な進出が問題とされ、輸出取引秩序の確立のための施策がますます強く要請されているのであります。さらに今後わが国の貿易の自由化が進捗して参るのに伴ひまして、一部商品については輸入競争の激化が予想され、その対策を整備する必要に迫られます。ともに、低開発諸国との貿易促進のために、これらの国からの物資の買付を民間の協調体制のもとに進める必要性も増大して参つております。

これらの諸情勢に即応いたしまして、この改正案を提案した次第であります。

次に改正の主要点につきまして御説明いたします。

第一は、輸出貨物の国内取引に関する生産業者等の協定に対する政府規制の規定の新設であります。

現行輸出入取引法におきましては、生産業者等の輸出貨物の国内取引に関する協定につきましては、輸出業者の協定の場合同様と異なりまして、アウトサイダーを規制する規定を欠いており

ますが、一部仕向地につきましては対日輸入制限運動が激しくなる傾向にあり、わが国としても輸出取引秩序の確立のための体制を整備することがますます肝要とされております。従つて輸出取引における過当競争の原因が国内の生産分野等に存する場合に、必要に応じ生産業者等の協定につきましてもアウトサイダーを規制することができるとし、輸出協調体制の確立につき万全を期せんとするものであります。

第二は、輸入貨物の国内取引における購入に関する事項についての需要者等の協定の規定の新設であります。現行輸出入取引法におきましては、相手国の売手独占等によるわが国の高値買ひ等の弊害を除去するために、輸入業者の段階において協定その他の共同行為を行なうことが認められております。しかしながらわが国の輸入取引におきましては、国内の需要者等が輸入取引の内容を実質的に左右している場合が多くみられる実情にかんがみまして、輸入業者による共同行為によつてもなお前述の弊害を除去することが著しく困難である場合には、きわめて嚴重な制限のもとにおいてではあるが、需要者等が輸入貨物を購入する場合の国内取引について協定を締結することができるようになることが、これからはぜひ必要であると考えまして、この点に関する規定を設けました。

第三は、輸出入調整に関する輸出品者及び輸入業者の協定の規定の新設であります。従来低開発諸国との貿易においては外貨資金割当制度によつてある程度割

高な物資の買付を行なつて、わが国の商品の輸出を容易にできた例が少なくないのであります。貿易の自由化の進展に伴ひ政府においてかかる措置をとることは次第に不可能となりつつあります。今後は貿易業者間の自主的な話し合いによりこれら低開発諸国との貿易の維持拡大をはかることが必要でありますので、輸出入の調整に関する輸出品者及び輸入業者の協定に関する規定を設けることとしたしました。

第四は、貿易連合の制度の創設であります。中小の貿易商社が連合して、貿易取引を行なうということは、貿易取引の秩序の確立という観点からも、また、中小貿易商社の健全な発展のためにも必要であります。現行法令における諸制度をもつては所期の目的を達成することが困難と考えられますので、今回連合して貿易取引を行なう貿易業者の団体に、貿易連合という名のもとに新たに法人格を賦与し、その助長をはかることとし、所要の規定を設けることとしたしました。

右のほか、今回の改正案におきましては、輸入組合の設立を容易にすること、輸出組合、輸入組合等の事業内容を明確にし、非出資組合を非課税法人にすること等若干の改正を行なうこととしております。以上の改正によりまして、関係業界の協力と相まって、わが国貿易の秩序ある発展が期待されるものと深く確信いたしておる次第であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、電気用品取締法案についてその提案理由および概要を御説明申し上げます。

最近における家庭電化ブームの進展に伴ひ、電気による火災・感電事故等の災害も漸増の傾向を示しております。が、これらの災害の原因は、主として電気工事の欠陥、電気用品の品質不良及び電気用品の使用・取り扱いの不適正によるものであります。

このうち、電気工事の欠陥による災害については、昨年第三十四回国会において成立を見た電気工事士法により電気工事に従事する者の資格が制限されることとなりましたので、これによつてその防止の実効があがると、これに期待されます。また、電気用品の使用・取り扱いの不適正による災害については、国民の電気知識の向上にまつところが大きいのであります。電力会社による需用施設設の定期検査を強化する等の方法を通じて、極力その防止に努めつつある次第であります。

ところで、電気用品の品質または安全度については、昭和十年以来、旧電気事業法に基づく旧電気用品取締規則により、製造免許及び型式承認を主体とする取り締りが行なわれておりますが、この制度は発足後すでに相当の年月を経過し、近年における家庭電気用品の急速な普及状況に即応して災害防止の目的を十分に達成することは、困難な実情となつて参りました。このような情勢にかんがみ、粗悪な電気用品による火災、感電事故等の危険を防止して一般家庭等における電気製品の安全に万全を期するためには、この際電気用品取締制度の全面的な改善合理化をはかる必要があると考えられます。これ

が、この法律案を提案するに至つた理由であります。次に、この法律案の概要を申し上げます。

第一に、この法律案による規制の対象となる電気用品の範囲は、主として一般家庭において使用される電線、配線器具、電熱器、小型機器等でありま

す。第二に、電気用品の製造に関する規制をいたしましては、製造事業者の登録制を実施するとともに、電気用品の型式について一定の試験を行ない、その試験に合格したもののみの製造を認める型式認可の制度をとることとしたしております。これは、実質的にはほとんど現行の取締体制を踏襲するものであります。製造事業者の義務を明確化する等規定全般の整備をはかつております。なお、電気用品の輸入事業者に対しましては、型式認可の制度を適用することにより、製造事業者に準じた規制を行なうこととしたしております。

第三に、一般消費者が安心して電気用品を購入使用できるようにするためには、製造及び輸入の規制のほか、販売の段階におきまして、不良な電気用品の流通を阻止する必要があります。ので、販売事業者が型式認可済みの表示のない電気用品を販売することを禁止することとしたしております。第四に、電気用品の製造の急激な増大に伴ひ型式認可の申請件数も著しく増加する傾向にありますので、認可のために必要な試験の業務を円滑に処理するため、従来の国の試験機関のほか、一定の基準に適合する民間の試験

機関を指定してこの試験を行なわせる道を聞くことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(鈴木幸弘君) 両案の審議は後日に譲ります。

○委員長(鈴木幸弘君) 次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案、以上四案を便宜一括議題とし、午前に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 中小企業金融公庫が昭和二十八年に発足してから、中小企業金融公庫を利用する利用者というものは、もう年々ふえてきておられることも御承知の通りでございますが、特に私どもが中小企業金融公庫、それから国民金融公庫、この利用も非常に増大してきておられるのです。しかしこの借り方が増大してきておられるけれども、この利用者の要求を満たすということがなかなか困難に私にはなっております。その資金源が非常に少ないということが一つの原因になっておられるのでなからうかと私は思ふのです。これらの機関の資金源といふものが毎年若干ずつふえておられるけれども、急にこの需要者がふえておられる現状において、需要者の需要を満たすために、もっと大幅な増額というものを政府は考えなければならぬと

私は思ふのですが、この点いかがですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 御指摘の通り、資金源が必要に伴って増加しないというところに、資金量の点においてなかなか満足な状態になっておられぬという原因があると思ふわけでございしますが、郵便貯金とかあるいは簡易保険積立金でありますとか、その他の従来この方面に回っておる政府資金をこれからどういふふうにして増大するかという点につきましましては、いろいろ金融政策上の問題として工夫をすべき点が多々あると思ひますけれども、遺憾ながら現状においてはふえておらない。結局資金源がふえなければ資金の中小企業に回す割合率を高めてもらふという以外にはないと思ふのでありますが、これらの点につきましましては、大蔵省と十分今後折衝して参りたいと思つております。

○近藤信一君 三十六年度の当初予算では、大臣どれほど要求されたのですか。

○政府委員(小山雄二君) 三十六年度の決定は、財政資金四百二十五億でございますが、一番初めに要求いたしましたのは七百六億は要求したわけでありました。

○近藤信一君 まあ当初要求された額の二分の一ちょっと多いという額なんです。ところが先ほども申しましたように、需要者が逆に二分の一ぐらいふえてきておられるのではないかと、こういうふうに私感するわけなんです。この点応じ切れないという大よその件数はどのくらいあるのですか。

○政府委員(小山雄二君) お話しのとおり、借入れの申し込みをいたしましたし

て、全部応じ切れない状況はずつと続いております。その状況を数字的に申し上げますと、三十五年度でとりまして、一・四半期は六二%、充足の率といひますと、二・四半期は五二%、そのときと比べて数字が少し違ひますが、三・四半期は年末を控えまして、年末の資金の追加投資をやりました関係で、やはりさばけが多うございまして八七%程度出ました。こういう状況でございます。なお、この率の引き上げといふことにつきましては、私も資金の手当その他ともからみまして、兼ね合わせまして努力いたしたいと思つております。

○近藤信一君 年末のときは別といたしまして、その他の月はたゞいま御答弁のように五〇%から六〇%内外とすると、四〇%から四五%ぐらいの人が申し込んでも借り入れすることができない、こういう結果になるわけですね。そこで私どもがよく聞くことは、中小企業金融公庫という一つの機関があるけれども、ここではなかなか需要を満たすことができない。そうすると、必然的にその中小企業が走つていく場というものは大よそ一先ほどの話でないけれども、相互銀行に走るわけだ。そうすると、ますます需要者が中小企業金融公庫でこれを全面的に受け入れる態勢がないのによつて、やはり相互銀行の方にお客が行つてしまふ。こういう状態が私は現在どこかの地方でも続出しておるんじゃないかと思ふのですが、この点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) この政府関係の金融機関は、そもそも中小企業業者がいろいろな関係上なかなか金を借りられない。市中の一般の金融機関から金

が借りられない。そういうことでは困るといふことで、それで量的に、質の面でもそれでございしますが、補完するといふ意味でこういう機関を作り、それに財政資金を投入して、中小企業者の便宜をはかつていく。振興に間接的に役立たせていくと、こういうことでございします。ただ今お話のように資金ワクの関係その他から、そういう機関があるのならばいいことで、そちらに融資申し込みをしてくる中小企業業者が、資金ワクの関係からはみ出す。金を借りられないというものがあつたわけでございますが、これはまた回り回つて市中の機関に行くといふものも相当多からうと思ひます。ただ先ほど申しました数字は四割見当のものが融資を受けたけれども、まあ順送りになつていくという面でも、少し時間がそれだけずれますけれども、そこでございましていくという関係のものもあつたので、個々の中小企業業者にとつてみれば、どういふことになつてますか、うちで断られたからすぐ相互銀行に行くといふものもありましようが、そういう関係は個々の中小企業業者にとつてみれば、いろいろあらうと、こう考えます。

○近藤信一君 申し込み者の希望を満たせないといふことで、申し込み者は必然的に相互銀行の方に足が向いて行く。相互銀行はおおよそ二割、二〇%ないし三〇%くらいはこの据え置きといふことで預けられるわけですね。実際三十万借りても三十万全部が中小企業業者の手に入らない。先ほど同僚中田議員が言われておりましたように、三十万のものが二十五万または二十四万と、これしか実際の金は利用すること

はできない。こういう状態が出てくるわけなんです。私はやはり政府が中小企業の一つの振興策として、中小企業金融公庫というものを発足した以上は、もう少し政府としても十分に満たせられる方途というものを考えなければならぬかと思ふのですが、この点来年度の腹がまえていいますか、腹づもりといひますか、その点大臣いかがですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 三十六年度において当初七百億余りの要求をしたのが半分になつた。そうしてその結果は充足率はやはり半分。でありますから、当初の要求が通つておれば、大体において希望を達成することができたといふことになるわけでございします。これは今後におきまして、できるだけ従来の実績にかんがみて資金量をふやすといふことに努力したいと思ひます。

○近藤信一君 中小企業金融公庫では、直接貸しと代理貸しと二本建てであるわけですね。そこで、やはり私は人手が足りないから、代理貸しで、他の市中銀行の窓口を委託しておる、こういう状況だと私は思ひます。

そこで、やはり私は、今度の改正の中に、役員の問題も出ておりますけれども、役員の増員という前に、私はやはり職員を増員ということも考えなければならぬと思ふのですが、この点いかがですか。

○委員長(鈴木幸弘君) 速記をとめて。
○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始めて。
〔速記中止〕

○政府委員(小山雄二君) 直接貸しは割合に少なくて代理貸しが多い。これは年々直接貸しをふやす努力をいたしております。今年度は、大体実績見込みで、二二%ぐらいが直接貸しで、七八%ぐらいが代理貸しであります。来年度は、これを四%ぐらい、五%近く上げまして、二六%程度を直接貸しにし、残りを代理貸しにする、こういうことをやって参りまして、毎年四%ないし五%ぐらいは、直接貸しをふやしていくという努力を年々やつておるわけでありまして。

○政府委員(小山雄二君) 現在支店が十一で、非常に少のうございまして。国民金融公庫、商工中金等に比べても非常に少ないわけですが、出張所は二カ所でございます。これを来年度は、支店三つと出張所二つをふやすことにしております。将来の構想をいたしましては、できるだけ多くの支店を置く、これは代理貸しを全部やめましてどうかという問題は、なおいろいろ努力して検討したいと思っております。まだまだ直接貸しをぐんぐん伸ばしていかなければならぬ段階であることは申すまでもないところであると思っておりますので、それに応ずるために、支店、出張所等もふやしていくという建前でやつて参りたいと思っております。

○中田吉雄君 ちよつとその点に関連しまして、商工中金の方は、ほとんど各県に支店がありまして、五十四あります。今、近藤委員の質問された中小企業金融公庫は、支店の数が非常に限られておりますが、大体将来も、こういう形態でいかれますか。各県に支店なり、出張所全部を置くというより、これは午前中に次官も言われたように、むしろ他の金融機関を誘導するために、実におんぶしていきうよりか、その方がもつといいのじゃないかと思ひますが、これは非常に支店は限

られておりますが、全部支店というこゝとにすれば、出張所全部塗りつぶすということは、将来の構想として考えられますか。その点一つ……。

○政府委員(小山雄二君) 出張所をふやしていききたいというのですが、人の養成等もあつて、一、二年にはいかぬでしょうが、将来、支店はさうもいかぬでしょうが、少なくとも出張所を、各府県ぐらゐにおくというよりなことを目標にやつていただくというよりなことはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(小山雄二君) 出張所のみならず、各府県には支店を少なくとも設けたい。こういうふうに考えております。

○中田吉雄君 方針としては、支店や出張所をふやしていききたいというのですが、人の養成等もあつて、一、二年にはいかぬでしょうが、将来、支店はさうもいかぬでしょうが、少なくとも出張所を、各府県ぐらゐにおくというよりなことを目標にやつていただくというよりなことはいかがでございますでしょうか。

○近藤信一君 来年度の中小企業金融公庫の資金計画によりましますと、今長官が言われましたように、貸付規模は八百三十五億円、そのうち直接貸しは二百二十億円、こういうことになつております。まあ二〇%ですかあへる。しかし人員の方は、わずか百四十六名でしたか、百四十六名しかふえない。こういうことになつていきますと、私は百四十六名ぐらゐで、一体どれだけのことができるか。こういうことが一つ疑問になつてくるのですが、この点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 今回の人員の増加の配置であります。これは支店、出張所のみならず、本店にもございまして、ただ実際の現実の問題としては、去年の定員で増員のしたものが、実際は支店ができた場合には使えなという格好であります。従来、人は主要なところは、興銀等から借りてやつて、一般的な事務はよろしゅうございまして、ほんとうの一般審査貸付事務というものは、やはり専門家を中心として、それから新しく入る人は、相当期間教育をしてやりま

○政府委員(小山雄二君) ええ。その百三十名が、大体ことしの出張所支店の充実に、その他本部の仕事のふえるところに当てはめていく。こういうことに実際問題としてはなる。ことしの百四十六名は、来年度のさういふ仕事の拡充の中身を埋める、こういう関係になろうと思ひます。

○近藤信一君 昨年は百三十名で、ことしが百四十六名ということになる。と、わずか十六名しかふえていない。そこで私は、中小企業金融公庫の窓口の貸し出しで、代貸しの貸付に對しては、早いのです、一月月ぐらゐで、これはもう取引があるから、調査も簡単だろから早いわけなんです。ところが、直接貸しを申し込んだ人は、早くて三月月ぐらゐかかるのです。二カ月の間のズレがあるわけなんです。片一方は一月月、片一方は三月月かかる。そして、市中銀行は苦しいときには、申し込んで、中小企業金融公庫の代貸しでも快くやつてくれるので

○政府委員(小山雄二君) まあ代理店というものは、代理契約の趣旨からいいますと、委託したものの趣旨の通りにやつてもらふべき筋であり、また代理契約その他も、さういふ趣旨になつておりますが、なかなか本店の趣旨通りに、すべてはいかぬということが往々にあります。たとへば代理契約、一番悪い例は、公庫の金を貸すに、公庫の金を貸すその金直接ではないけれども、自分の取引とからまして、あるいは普通面議をやるとか、いろいろあるわけなんです。

○中田吉雄君 方針としては、支店や出張所をふやしていききたいというのですが、人の養成等もあつて、一、二年にはいかぬでしょうが、将来、支店はさうもいかぬでしょうが、少なくとも出張所を、各府県ぐらゐにおくというよりなことを目標にやつていただくというよりなことはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(小山雄二君) 出張所のみならず、各府県には支店を少なくとも設けたい。こういうふうに考えております。

○近藤信一君 来年度の中小企業金融公庫の資金計画によりましますと、今長官が言われましたように、貸付規模は八百三十五億円、そのうち直接貸しは二百二十億円、こういうことになつております。まあ二〇%ですかあへる。しかし人員の方は、わずか百四十六名でしたか、百四十六名しかふえない。こういうことになつていきますと、私は百四十六名ぐらゐで、一体どれだけのことができるか。こういうことが一つ疑問になつてくるのですが、この点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 今回の人員の増加の配置であります。これは支店、出張所のみならず、本店にもございまして、ただ実際の現実の問題としては、去年の定員で増員のしたものが、実際は支店ができた場合には使えなという格好であります。従来、人は主要なところは、興銀等から借りてやつて、一般的な事務はよろしゅうございまして、ほんとうの一般審査貸付事務というものは、やはり専門家を中心として、それから新しく入る人は、相当期間教育をしてやりま

と、せつかく借りに行つた人は、これは中小企業金融公庫の方が利率は安いなと思つても、これは取引の関係で、その銀行の金を借りなければならぬと、さういふ矛盾が、そこにあるのですが、この点、あなたどのように考えておられますか。

○政府委員(小山雄二君) まあ代理店というものは、代理契約の趣旨からいいますと、委託したものの趣旨の通りにやつてもらふべき筋であり、また代理契約その他も、さういふ趣旨になつておりますが、なかなか本店の趣旨通りに、すべてはいかぬということが往々にあります。たとへば代理契約、一番悪い例は、公庫の金を貸すに、公庫の金を貸すその金直接ではないけれども、自分の取引とからまして、あるいは普通面議をやるとか、いろいろあるわけなんです。

今仰せの金は、自分の金が余裕があるから、公庫の金は貸さないで、自分の金を使ふということ、申込者の意思に反して、さういふことをやるということも、公庫の金融方針として困るわけなんです。さういふことのないように、これまた一般的には指導しておるわけなんです。中には、さういふ例もあると思ひますが、公庫は代理店をしようとして、日常さういふ指導もやつておりますが、中には、さういふ例も往々にしてあるかとも思ひますが、なお一そ

と、せつかく借りに行つた人は、これは中小企業金融公庫の方が利率は安いなと思つても、これは取引の関係で、その銀行の金を借りなければならぬと、さういふ矛盾が、そこにあるのですが、この点、あなたどのように考えておられますか。

○政府委員(小山雄二君) まあ代理店というものは、代理契約の趣旨からいいますと、委託したものの趣旨の通りにやつてもらふべき筋であり、また代理契約その他も、さういふ趣旨になつておりますが、なかなか本店の趣旨通りに、すべてはいかぬということが往々にあります。たとへば代理契約、一番悪い例は、公庫の金を貸すに、公庫の金を貸すその金直接ではないけれども、自分の取引とからまして、あるいは普通面議をやるとか、いろいろあるわけなんです。

と、せつかく借りに行つた人は、これは中小企業金融公庫の方が利率は安いなと思つても、これは取引の関係で、その銀行の金を借りなければならぬと、さういふ矛盾が、そこにあるのですが、この点、あなたどのように考えておられますか。

りた、今後も、そういう方向、方針で進みたいと思っております。

○近藤信一君 私は体験しているのですけれども、金融引き締めのおかげで、ここ数年のあのときなんか、やはり代理店へ貸し出しの申し込みをした。そのときには、とにかく金は中小企業金融公庫の方から借りてよろしい、しかし、うちにワケがないから、ワケを本店の方でもらってこい、そうすれば、うちの代貸しであれから、こういうことで、金融引き締め、金融の苦しいときには、無理に中小企業の方をもらえと、こう言っている。そして今日のような潤沢な場合には、うちの金を使え、これは営利事業だから仕方がないといえ、それまでのものだ、いやがらぬ代理店を、あまり重要視することなく、やはり私は問題、直接貸しの方をもっと重点的に考えて、そして人員も大幅に増員して、そして中小企業の希望を満たせるような、そういう方途を一つ考えていただきたい。

そのためには、もう来年度から、もっと大幅な人員を増員するということも中小企業庁としても考えなければならぬのじゃないかと私は思うのです。特に、中小企業金融公庫で直接貸しを申し込んだ場合に、三カ月も期間がかかる。これはもう借りる方にとってみれば、当面急いでほしいというときに、三カ月も先いってからでなければならぬことは、実際そんな時分には要らなくなるのじゃないかというふうなことも起き得るのではある。一体、なぜそんなに調査に手間どるのか、もっと調査を早くする方法は何か

考えられないものか。まあ、調査を早くするということは、人をふやすということに、それはなるでしょうけれども、やはり調査をもっと早くして、三カ月先というのじゃなくして、少なくとも一カ月半くらい——おそくとも一カ月半くらいには、需要者の手にこの金が入るように私はしなければならぬと、こう思うのですが、その点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 中小公庫は、長期資金を貸し出して、長期資金と長期の運転資金を貸しているわけでございます。一般の金融機関でも、長期資金の貸し付けは割合ひまがかかる。大ざっぱに三カ月とやはり言われているわけでございます。その上に、中小企業金融公庫でなお工合の悪いことは、片道業務で貸し出ししかやらぬわけでございます。お客さんの平生の事業内容に就いておかないわけ、要するに、初めての人に、この審査をやるというところが、よそのこういう種類の金融機関に比べても条件が悪いと言いますか、それと、先ほど申しましたように補完機関でありますので、よその金融機関から回ってくると言いますか、そこでもういかなる回ってくるというふうな、これまで形式的な、全くの新規というものが相当多いわけでありまして、そういう点は不利なわけでありまして、それと、一つは御指摘にもございまして、やはりここ二、三年見ているのでございしますが、やはり一人当たりの、審査の人の一人の手持ち件数というものが少しふえております。最近、ちよつとまたよくなったよう

であります。こういう傾向は、どうしても人の不足ということも関連するわけでありまして、何といつても、まず直接審査に当たられる人をふやすということが、まず第一の要点だろうと思ひます。先ほどの増員その他申し上げました計画は、確かに少ないのでありますけれども、またそれに適当な人というものが、増員等がございまして、あるいは関係の銀行とか、まあ、仕事に多い人で、そういう希望のある人とかといふような人を集めて、それを教育して、しめめちやくちやにたくさんいるわけでもありません。そういうことになつて、いるわけでありまして、ますます、人の充員というところに努力したいと思ひます。それで平均三カ月になつておりますが、中には、ときどきえらい長くなるものがあるわけでありまして、これは一々調べてみますと、やはり担保の問題その他いろいろな点で、公庫側と申し込み側の意見が合わないというふうな特別の事情があったものが、非常に長くなつておるわけでございます。大体のものは、三カ月くらいで処理されておる、最近のは八、十日ちよつと平均になつております。

そういうことでありまして、一日でもこれを短かくするという努力をいたしたいと思ひますが、なかなかこれ、一、二ときには、すぐ一カ月になるというわけにはなかなか参らぬかと思ひますが、一日でも短縮するということに努力したいと思ひます。最近、ちよつとまたよくなったよう

○近藤信一君 同じ金融公庫でも、国民金融公庫の方は、これは比較的早いのです。これは額も、それは中小企業金融公庫と違ひけれども、それにしても国民金融公庫の方が早いというの、やはり人がそろっているから、調査も早く済んで、一カ月以内には、大抵の人は借りられるけれども、中小企業金融公庫の方は、なかなか直接貸しというところになると、お、それと調査に乗り出さぬ。また書類の面なんかでも、あそこが不備だ、ここが不備だといふ点が相当出てくる。やはり私は、実際中小企業振興のために、この中小企業金融公庫が発足して、これを多くの中小企業者に活用してもらつて、こういうことになれば、もつとPRの点で、一体どういふ書面が——借りるときには、どういふ書面が必要なんだ、またどういふものが必要なんだと、こういうことも、あわせてもつと親切にPRをせなければ、書面を出してから、あそこが不備だ、ここが不備だ、それがまた調査がおくれている一つの大きな原因にもなつてくると思うのです。そういう点、何か、そういう書面やそれから提出資料、そういうふうなものに対して、あなたの方では、どのように考えておられますか。

○政府委員(小山雄二君) 確かに、一般的な事柄のPRといふよりも、公庫は、こういう段取りで、こういう手続で、こういう金を貸して、こういうふうなことを、もつと一般にPRするといふことについては、御指摘のように従来から、いろいろやっておりますが、努力があるいは足りない。それを、そういうことが一般的に、もう

ちよつと徹底すれば、この期間も短縮されるということもあらうかと思ひます。で、先ほど三カ月とか八十日ちよつと申しました期間は、平均の期間でございますけれども、これは融資相談を受けてから貸付実行まででございます。融資相談を受けて、いろいろそこで具体的に教えて、相談しながら教えて、大体いきなりだということになると、書類を出すわけでございます。書類を出して、ここがどうだといふようなケースは割合に少ないのであります。それも案件によりましては、もちろんそれでひつかかることもありますが、だから今申しましたように、この相談のところを、もつと一般的にやつていただければ、それだけ個々の案件にかかる時間が短くなるというところも考えられるわけでございます。

これは中小公庫自体がやるのみならず、中小公庫が関係の方面に頼んで、いろいろ従来からもやつておりますが、なお、それを拡充して、広くや、徹底してやるという努力をなお一そりやつて参りたい、またやらなければならぬと思つております。

○近藤信一君 特に輸出産業に対する貸付ですね。この輸出産業に対する貸付でも、やはり同じように、三カ月も四カ月もかかっているというものが今日の状態だと私は思ふのです。輸出産業なんというものは、時期的なものがあつて、これはやはりその時期に間に合ふなければ、せっかく金を借りても、何にもならぬと、こういう結果が生まれることがあるのです。私はやはりそういう点、輸出産業というものに對しては、もう少し敏速に貸し出して

きるような方法はないものだろうか
と、こういふふうに思ふのですが、ど
うですか、この点。

○政府委員(小山雄二君) まあ金が出
る時期が、少しばかり過ぎてチャンス
を逸する意味がなくなるというこ
は、あることはあるとは思いますが、
まあこれは、大抵設備資金でありま
すから、まあそう——それは、多少長
かかったために、それだけ得べかりし
利益といふことが、得べかりし効果と
いうことが少なくなったというこは
あると思ひますが、商機を逸して、そ
れでえらいことになったというこは
私は少ないのじゃないかと、こう思ひ
ます。

しかし、特に輸出産業等について
は、ほかの産業よりは、どちらにいた
しましたも、そういうタイミングは、
急ぐ場合が多いだろうと思ひますの
で、いろいろ検討してみますが、輸出
産業だから特別にどう扱うかというこ
とは、なかなかこう、むずかしいの
じゃないかと、今とつさには、そう考
えますが、なおそこら辺は、急ぐもの
は特別な審査のやり方といひますが、
何かやるといふようなことは、でき
るかできないか、またやった方がいい
悪いかといふようなことは、なお検討
さしていただきたいと思ひます。

○近藤信一君 それでまた、人員のこ
とになりますけれどもね。来年度、三
十六年度百四十六名と、こういふこ
ですが、この百四十六名で、とうてい
要望にこたへることは私はできない
と、こう思ふのです。次年度は、どれ
くらいあなたの方では予定されていま
すか、人員の増員について。

○政府委員(小山雄二君) まあ毎年少
しずつふえて参つておりますが、これ
はもう資金の方面のボリュームと資金
量との兼ね合いもございするが、も
ちろんことしよりは相当程度、数字的
には見当つておりませんが、相当程
度ふやし、支店その他の数も、ことし
よりは多くの店舗をふやす、そういう
感じでもつて、一つ努力して参りたい
と思ひます。

○近藤信一君 長官、もう少し大きい
声でねと、速記の人困る。耳をこ
やつてなきやならぬので、もう少し大
きな声で……

それから今度の改正で理事二名増員
といふことになるわけなんですが、こ
の理事二名に予定されておる人は、公
庫の職員のうちから昇格する予定で
おられるのか、または公庫外から、そ
の理事をこころ持つていかれるのか、こ
の点でちやうですか。

○政府委員(小山雄二君) 公庫の理事
は、總裁が主務大臣の承認を得てき
めるといふことに相なつております。
それで、この二名の増員につきまし
ては、実は、まだ見当はついておらな
いと思ひます。ただ言へますことは、
まあ常識的に言つて、ちやうどまた
まの關係で、一人は少なくとも中の
人から、ポストの關係あるいはその人
の經歷の關係その他からいつて、当然
上がるべきであると思われる人が一人
ございします。それ以外は、全然まだき
めておらぬ、白紙だと、こういふ状態
でございします。

○近藤信一君 ところが、もうあんな
年度内といつても、あと三日しかな
い。三日しかないのにまだ理事の予
定がついていないと、そういうことは

おかしいじゃないかと思ひますが、
まああなたが、これ指名されるのじや
ないので、それはわからぬかもしれぬ
けれどもね。もう私は、大よその予定
されておる人がきまつてゐるのじやな
いかと思ひますが、長官は、職員の中
から、こういふことになるのじやな
いかと、こういふお言葉ですけれど
も、その点どうですか。大よその見当
でもつていないのですか。

○政府委員(小山雄二君) 実は相談を
私は受けてないわけですが、向こうでも
いろいろ考えられてのことだと思ひま
すが、今申し上げたような状況で、そ
こがきまらなければ、きまつた人をす
ぐ四月一日からやつて、あとの人は、
ちよつとおくれるといふようなことも
あり得るのではないかと考えますが、
実情は、まだ何も相談を受けていない
といふことであります。

○近藤信一君 先ほど中田委員も言つ
ておられましたように、今、支店は非常
に少ない。公庫と比べても、これはず
いぶん格段の差があると思ひます。
ほんとうに中小企業金融公庫というも
のを生かすといふことになれば、もう
少し代理店というのではなくして、支
店がむずかしければ、出張所というも
のを主要なところには設置すること
が必要じゃないか、かように考えるん
ですが、たとえば長官が、そういうこ
とについて心がまえがある。たとえば
何年計画で、どれぐらいの案を持つて
いるんだ。こういふようなことがあれ
ばお聞かせ願ひたいと思ひますが、あ
れいかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 先ほど申
し上げましたように、少なくとも各県
に一つは、これは急速にふやして参り

たい。今度やると十四になるわけが
ございします。今度ふやしますのは、秋田
と松本と松江で、この三カ所を予定し
ております。それから地域的にずつと
見まして、その辺が非常に大きな穴が
あいておるといふ感じでございますの
で、そういう地点を選んでおります。
十四で、残りは三十幾つか残つてい
る。三十幾つかない府県があるとい
ふことですので、これを大抵私どもの感
じでは、五、六年の間には、全部置く
といふ見当で、拡充を進めるといふ努
力をしたいと思ひます。

○近藤信一君 特に現在、あるところ
は大よそ工業地帯のところに設けてあ
るわけですが、ところが、何といひま
すか、低開発地域といふのか、そういう
ところにいけますか、やはりこれか
ら伸びようとする中小企業、こういう
のがあるわけなんです。その中小企業
では、地元の銀行もなかなか無理が
かない。こういうことになれば、現在
の既存の支店のところではちやうどの
とであるが、そういう地域に、私はも
う少し重点を置いて計画をすべきじや
ないか、かように私は思ひますが、
その点、長官いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 御趣旨、ま
ことにこもつともだと思ひます。今回
の増設も、たとえば秋田は、仙台にし
か東北にはないわけですが、裏側は全然
ないといふようなことで、松江にいた
しにしても広島に支店があるだけで、
岡山にもない。特に山陰には、一つぐ
らいといふようなことで、いろいろ勘
案いたしたわけでありまして。

今回も、そういう趣旨でありますと
ともに、やはり府県別に見ましても、
金額的には確かに大都會、工業中心の

地域が割合多うございしますけれども、
件数その他から見ますと、必ずしもそ
うでない面もございしますので、なるべ
くこれは支店でなければ出張所でも、
とにかく触角を、抜けているところに
張りめぐらすといふことが、一番大事
なことじゃないかと考えております。
そういう方向で実現したいと考えてお
ります。

○近藤信一君 中小企業金融公庫は、
私は将来の発展は約束されると思ひ
ます。また長官も、その自信を私は
持つておられると思ひます。だから
、やはりもう少し大胆に長官も腹を
据えて、そうして代理店に頼つて代理
貸しをやつておる、こういふことでな
しに、直接貸しがどんどんできる、
こういふ方向へ考えていたきたい、
かように私は思ひますが、長官、そ
の腹がまえはどうですか。

○政府委員(小山雄二君) 実は衆議院
でも、そういうお話がございまして、
いろいろ抽象的に言つておつたのは
いかぬから、代理貸しを、何年くらい
でどのくらいに持つていくかという資
料を出せといふことで、いろいろ關係
方面とも検討いたしまして、四十年
前後には、直接貸しを少なくとも五割
程度にしたい、今二割ちよつとでござ
いしますが、いふことで、資料も提出
したような次第であります。

それから支店網の關係も、それと見
合つて、大体そのところには各府県に四
十数カ所の支店、出張所ができるとい
ふことでやつて参りたいと思ひます。
われわれとしては一挙に急増するとい
うことは、もちろんこの趣旨からいつ
て望んでおるわけでありまして、資金
源の問題もありますし、また人の關係

から言ひまして、そのめちやめちやなことでもできないと思ひますので、今申し上げましたような見当から見ますと、今後毎年の増加率というものは、従来よりも相当程度ふやす、こういうことになりまふので、そういう目安で努力して参りたいと思ひます。

○近藤信一君 それともう一つは、私、先ほども申しましたように、国民金融公庫というのは、これは中小企業の人、大抵は知つてゐる。金を借りるといふと、国民金融公庫と、すぐこう言ひので、中小企業金融公庫から借りたといふ言ひと、そんなのありますかと。そういう業者もあるのです。これはPRが足りないのじゃないかと思ひます。PRしても貸す金がないからしょうがないから、PRしないといふことになるのかもしれないが、その点、もう少しPRをして、そうしてやつたならば、国民金融公庫が、あの著しい発展をしたように、中小企業も私は発展するのじゃないかと、こう思ひますが、この点PRの点に、あなただの構想はどんなことを、何か持つていらつしやいますか。

○政府委員(小山雄二君) 資金源の問題、それから支店網と言ひますが、触角の問題、そういうこととPRと言ひますが、全部からんでくることなんではないかと、そういう出先があり、あるいは、そこに人がおるといふことになりません、PRもなかなか普及徹底しにくいと、こういう関係になるのだらうと思ひます。

そういう意味で、先ほど申しましたような心組んで、逐次増強していきたいと思ひますとともに、一般的なPRというものも、確かに従来は足りな

かつた面があるかと思ひます。これは国民金融公庫あたりは零細なものに貸す關係上、たとへば、それから零細な人は、手続等はよく自分でやれないといふようなことで、商工会とかその他を中心にして、まとまりを作つてまとめて申し込み、それから償還事務をまとめて償還する仕事をやるというより組織網を使ひまして、いろいろやつておるわけでございますが、中小企業金融公庫の方は、設備資金であり、同時に各業種によつても、設備内容等が全部違ふといふようなことから、そういう意味の組織を通じてPRをしていき、あるいはその仕事の手伝いをしてもらふといふようなことができないといふ面もございまして、従つて、どういふ組織、どういふルートに乗せてPRをするかは一番いいかといふことを、なお検討いたしまして、従来も部分的にはやつておりますが、仰せの通り、ちよつとPRが足りないといふ点があるかと思ひますが、なお検討いたしまして、効果的なPRの方法を実行してやらせたいと思つております。

○近藤信一君 中小企業金融公庫のこととは、この程度にしまして、次に、信用保証公庫の問題でございますが、今回の、保証公庫に対して融資基金として二十億円の新規出資を行なわれるわけでございますが、一体この二十億といふのは、どのような基準で行なわれるのか。さらにもう一つは、五十二の信用保証協会があるわけなんです。これに対して配分をされるわけですが、一体その五十二に対する信用保証協会の配分といふものを、どのように考へておられますか。

○政府委員(小山雄二君) 今回二十億の増資をやりました、それは融資基金をふやすという形で増資をやるわけでございますけれども、これに従来からの貸付の戻つてくる分を足しまして、六十億の貸付を本年度はやることに相なるわけでございます。一部、その短期の貸付、これは代弁済等の資金源として、短期の金を貸し付けるものもありますが、これは六億ばかりで、五十四億は長期資金で貸し付ける、こういうことであります。この長期の貸付金の意味といふものは、効果は、これをいかにして、融資の保証の限度を広げていく、保証の規模を広げていくといふ元になりますとともに、これの運用益、保証協会の経営を合理化し、コストを下げて保証料等を低めていく、両方の効果を持つてゐるわけでありまして、従つて、配分のやり方につきましても、これは個々の点は、年々長期資金貸付基準というものを公庫の方で考へまして、主務省の承認のもとに実行することになるわけで、年々少しづつこまかい点は変わつておりますが、考え方としては、今申しましたような趣旨を生かす意味で、中小企業者の数とか、数といふ点、中小企業者の数と保証の件数の、保証浸透度といふ点、それから、保証の金額の高とか、それから保証が、従来伸びてきた事とか、そういうものを勘案いたしまして、ともに割に裕福な保証協会と、裕福でないために今申し上げたようないろいろな趣旨が、なかなか十分生かされない保証協会とございまして、保証協

会を保証平均残高等の規模によつてグループに分けて、下の方に厚く、上の方には、少しがまんしてもらふといふようなことで、昨年度もやりまして、来年度も、趣旨としてはそういう趣旨でやつて、全体の保証が広がつていき、そして多少協会の強弱、平均的に保証協会が充実して、保証料も下げられるといふようなことに役立つような配分をいたしたい、こういうことで、ただいま検討中で、具体的な配分を検討をやつております。

○近藤信一君 すると、配分の割りつけといふものは、一口に言へば、過去の実績というふうなものに基づいて、配分をする、こういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(小山雄二君) 過去の実績といふことは、過去の伸び方——過去の伸び方を相当見ますとともに、今度は政策的な意味で、伸び悩んでゐるものを伸ばすといふような意味も逆考へるというふうなことでございまして、いわゆる簡単な意味の実績とは私は違ふかと思ひます。

○近藤信一君 すると、昨年までは非常に悪かつたけれども、今年に非常によく伸びた、こういうふうなところに対しては、配分の割り当てが多いと、こういうことになるわけですね。

○政府委員(小山雄二君) そういう要素も加へますとともに、悪い、伸び悩んでゐるものが、自分の力が足りないから伸び悩んでゐるといふところには、少し割よくやつて、そのかわり伸びるめどを示して、それを実行してくれば、これだけ出す、実行しなさい引き上げるぞといふことで、多少インセンティブなども加えて、意識的にふやしていくような努力を自分もする、そのかわり応援もしていく、こういう考へ方をとりたいたいと思つております。

○近藤信一君 やはり私、そうでなくやならんと思つておるもので、やはり、伸び悩んでおるものといふものを、どうして伸ばすかといふことの指導監督、これは考へていかなきゃならんのかな、まあかように思ひます。

そこで、今年の配分基準といふものは、来年も同じような基準でやつていけるのですか。

○政府委員(小山雄二君) 趣旨としては、大体それは、実は従来は、割にそういうことを考へずにやつていた。年々経験を積みまして、同時に、保証協会の実力の差も、ややもすると現われるといふこともありまして、昨年度あたりから、そういう思想でやつて参つたわけでありまして、考へ方としては、来年度も、大体そういう考へ方ではないかと思ひます。

○近藤信一君 従来、中小企業信用保険法の改正の場合には、必ずと言つてもいいくらい、新種の保険の追加などが行なわれてきたのです。信用補完制度の拡大の処置がとられてきました。が、今回の改正案は、長い間なまされて参りました融資保険とか、また普通保証保険とか、こういうようなものが廃止されることになったわけなんです。

そこで、信用補完制度が後退した感じを受けますが、この二つの保険が廃止されても、現実には中小企業者にとつて、何らの不便を来さすことが全然ないのか、または、そこに不便を生じ

るようなことが出来るおそれはないのか、そういう点はいかがですか。

○政府委員(小山雄三君) 信用保証制度の中には、三つ従来ございまして、融資保証と、普通保証保証と、包括保証保証。この包括保証保証に二色、一種と二種と、金額の少ない方と、一件当たりの金額の多い方と、両方ございまして、今回、初めて申しました二つ、融資保証と、普通保証保証を廃止したいと考えております。

これは実は前から、前に三十二年に金融制度調査会で、いろいろ検討いたしました場合に、この保証と保証というものが入り乱れて、これを整理すべきだ、で、まず第一義的に中小企業者に対しては、保証協会で保証をする、それを政府が再保証する、そういうことにする方が、業務分野も調整でき、それから国家資金も能率的に使える、効率的に使えるのみならず、融資保証と普通保証保証は、逆選択——保険にかけ人の選択にかかっているわけでありまして、悪いものだけ保険にかけるといふ傾きになりますので、保険料も非常に高くなります、事故率も多いし、従って保険公庫の保険準備基金というような政府資金が、ややもすれば効率的に使われない。こういう趣旨からございまして、そういう回答がございましたので、それ以来、これまでの間、そういう方向で、いろいろ準備を進めてきたわけでありまして、その準備と申しますのは、まず第一次的に、信用保証協会が保証をやつてもらうためには、信用保証協会をレベル・アップして保証料を安くする、内容も充実するというをやつて参らなければいけません、ここ数年來、

保証料も相当下がって参つておりますし、それから保証協会の実力というよりなものも一般的に上がつてきておる。それから保証の限度その他も上がつてきて、やや格好がついた。まだ、これは十分とは申しませんが、大體格好がついてきたということでありまして、それとともに、保険の方の利用率その他も、廃止する保険について、ある程度縮めてきた関係もありまして、これも、縮めたワケまで利用するまでもないかなという傾向でございまして、一般に融資保証等の利用率というものは、逐次下がつてきておるという関係もありまして、大體、廃止しても大きな影響はあるまいという見当から、今回廃止に踏み切りますとともに、保険公庫の方の二つを廃止しますと、みんな包括保証保証になるわけでございます。そのうちの二種、金額の高い方につきましては、付保の限度をあげていく。あるいは料率を下げるという準備をいたしまして、保証にかなったものが、保険に付保されてくるというところがスムーズにいくように、手当ていたしましたわけでございます。大體大きなギャップはないと思つてございまして。

銀行一行当たりの保険にかけている件数も十一件、金額も二千万円程度、保険金額は二千万円程度というところとで、非常に利用が少ないといふことが——という関係になつております。中小企業に対する金融というものの一般の金融機関に——中小企業に金融をいたします一般の金融機関の占める割合といふものは、政府機関をのけますと、九十パーセントといふことでありまして、その率は、少しずつでありまして、逐次ふえておるという傾向にありますが、これを廃止したら、中小企業に出る金に差しかえがあるとは考えられません。融資保証といふものは、金融機関が融資をした上で、自分が危険を感じる悪いものだけを持つてきたという感じが——明かからず、そう言つていいのかわからない、か、そういう制度があつたの、か、そういうことを言うのは、あまりよくないと思つたが、そういう感じよくないと思つたが、利用されておたのでないかといふ感じがするわけでございます。特に中小企業金融に影響することはあるまいと思つております。

○近藤信一君 そこで、融資保証が廃止されることになりまして、普通銀行からの中小企業向けとして流れるといふ、流れる金額が、だんだんと少なくなつてくる危険性が出てくるのではないかと、この心配されるわけなのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(小山雄三君) 融資保証を、まあ利用している金融機関、これは六十三行であります。金融機関の数は六十三行であります。五多程度、それから銀行一行当たりの保険にかけている件数も十一件、金額も二千万円程度、保険金額は二千万円程度というところとで、非常に利用が少ないといふことが——という関係になつております。中小企業に対する金融というものの一般の金融機関に——中小企業に金融をいたします一般の金融機関の占める割合といふものは、政府機関をのけますと、九十パーセントといふことでありまして、その率は、少しずつでありまして、逐次ふえておるという傾向にありますが、これを廃止したら、中小企業に出る金に差しかえがあるとは考えられません。融資保証といふものは、金融機関が融資をした上で、自分が危険を感じる悪いものだけを持つてきたという感じが——明かからず、そう言つていいのかわからない、か、そういう制度があつたの、か、そういうことを言うのは、あまりよくないと思つたが、そういう感じよくないと思つたが、利用されておたのでないかといふ感じがするわけでございます。特に中小企業金融に影響することはあるまいと思つております。

○近藤信一君 今までは融資保証があつて、また保証協会の保証を受けられて金融機関で金が借りられた。今度は、この融資保証が廃止された、こういうときに金融機関が融資保証のかわりに保証協会の保証を受けてきなさいと親切に言うようなことは私はないと思つたが、ね、そうすると、今までは融資保証があつて、そのほかに保証協会で保証されて金融機関から金が案に借りられた、それがなくなつたといふことによつて、今度は金融機関から断わられる危険性というものが出てくると思つたが、ね、その点どうですか。

○政府委員(小山雄三君) 保証協会の方は、今までは、あまり変りないのじゃないかと思つたが、

○近藤信一君 そこで、融資保証の廃止に伴ひまして、保証協会の扱う包括保証保証といふものは、第二種の付保限度額を五百万円から七百万円に引き上げる、これは大口も保証できる体制を整えた、こういうことを言われるわけですが、現実には保証協会が、大口にも保証するだけの能力というものはたしてあるかどうか。保証協会によつては、限度を三百万円未満また五百万円未満、こういうふうな規定してどうですか。

○政府委員(小山雄三君) 今回の改正で、第二種包括保証保証の付保限度は、七百万円に上げてあります。そのためには、今後、保証はすべて包括保証になるわけですから、保証協会の方で七百万円まで保証することにしないといふことも合いませんし、保証協会が三百万円以上の融資については保証のし方がない、従つて保険のし方がないといふことに相なるわけでありまして、保証の限度額は、現在では各保証協会が定款できるといふことに相なつております。

で、これは、実は保証料も同じでございますが、こういうものも、それぞれ一律にいつておらぬわけです。保証協会そのものが、自然発生的にできたものを法律に取り込んでいった制度でありまして、従つて、逐次給付的にレベルを上げながら平均化する努力はい

たしておりますが、まだ一本になっておりませんで、これは育ちが、府県が育てていった関係上、育ち方が違っておりまして、ある程度やむを得ないと思ひます。それで今回保険に關する付保限度額引き上げと見合ひまして、保証協会の方で、まだ七百万円までの保証限度に來ておらぬものにつきましては、行政指導によりまして、これを上げていく、少なくとも七百万円に上げていくという指導をやりたいと思ひております。ただ一挙に、全部やれない、今の見当では五十二全部やれないで、少し上げて、今まで非常に低くて、一挙に上げることは、その協会の財政力その他から無理だと思はれるものが数件ございまして、大部分のものは、そういう措置をとりまして、保証と保険とつながつていくというふうなことにいたしたいと考えておる次第でございます。

○近藤信一君 付保限度額を引き上げられたといふにしても、この従来の一件平均の保証額といふものは、三十四年度でこれを見ますと、三十九万円と、こういうことになっておるのでございまして、この点どうですか。

○政府委員(小山雄二君) 保証は、平均は非常に少ないわけでございます。これは、われわれとしては、まあ割に零細といひますか、力の弱い中小企業者ほど金を借りるについて、保証を必要とするようなものが多いという意識、それから保証あるいは保険の財源といひますか、基金的な財源に限られておる關係から、なるべく多くにこの制度を及ぼしたいという思想からいひまして、むしろ平均額は少なく出てく

るといふようなことに相なろうかと思ひます。

ただ最近、設備投資あるいは運搬資金等でも、經濟の発達とともに中小企業關係でも、一般的に貸し出しの平均が上がつてくる傾向にありますので、平均は、それでありますけれども、一件あたりは、どんどん大きく出てくる。これまた必要に応じて、この制度を利用させて一向差しつかえないのじやないかという考え方をとおるわけでありまして。

○近藤信一君 なぜ私が、そういうことを言うかという、これは保険と違ひますけれども、設備近代化のあの融資の問題でも、これは紙の上と實際と、非常に開きがあるのです。設備近代化で金を借りていったところが、三十万円しか借りられなかつた、三十万円、一体どんな設備の近代化ができるんだといふ借りの人が怒つて、そんなものを返そうと思つたが、せっかくあれしてくれなかつたからというので借りてきた人があるのです。それと同じやうに、やはり紙の上では保証協会の保証するといふても、實際面といふものは、これは各地方の保証協会、それぞれ違ひかもしれません。たとえば愛知県には、愛知県と名古屋市と二つあるわけですね、同じ名古屋に二つある、また、小さなと言つたら失礼ですが、小さな県に行きますと、やはりそこには、保証協会があるわけなんです、まあ大小の關係で、これは違つてくるかもしれませんけれども、紙の上では七百万円までと、こういうことになつておるが、實際面にゆくと、なかなかさういふ少額しか保証してくれない、こういう事實が出てくるわけなん

です。ね、やはりそういうのに對しては、もう少し指導面でもよく指導していかなければ、保証協会の頼つても、頼りにならぬ、こういう結果が出てくると思ふんです。この点どうですか。

○政府委員(小山雄二君) 金融をやります場合、あるいは設備近代化資金等の貸付をやります場合、まあワクの關係等もあるといふことでしようが、百万円借りたのを七百万円に値切るといひますか、五十万円借りたのを三十万円しか貸してくれない、こういうことは、往々あらうかと思ひますが、保証は借りる額を、まるまる保証するか、しないかでありまして、これをちよん切つて半分保証するとか、さういふことはやらないわけでありまして。

従つて問題は、金を貸す方で、その今仰せのやうな實際に即さない値切り方をするといふやうなことは困るわけでありまして、ことに設備金等につきますと、半分やつて意味なさぬやうなこと、自己資金との意味合いもありましようけれども、半分物を買つても意味なさぬ場合が多いと思ひますので、設備資金等は、公庫その他の面では、そういう査定の仕事はしないと思ひます。台数何台か買つてやつを、何台か査定するといふやうなことはあり得ましようけれども、一つのものをちよん切つて、意味をなさぬやうなことはやらないやうに、指導は從來からもやつておるわけでございます。

○川上為治君 関連。先ほどの説明で、融資保険を廃止して、そのかわりに保証協会の付保限度を三百万円を七百万円まで上げる、さうすると大體、融資保険を廃止してもカバーできるん

じやないかといふやうな、そういうお話がありましたが、保証協会の非常に強力な、強い協会は別にしまして、非常に弱小なものについては、たとえ行政指導をやりましたも、三百万円というのを七百万円まで引き上げるということとは、さう早急にできるかどうか、その点に、私は非常に疑問を持っております。

というのは、保証して、それを保険にかけましたも填補率というものが七〇%とか八〇%といふやうなことになるから勢ひ大きな額のものについては、なかなか保険の方へつけるといふやうなことをしないで、保証のところでも、まあやめちまへといふやうなことができてきやしないだろうか、そんなやうに考えると、やはり融資保険をやめて、全部保証協会の一本にゆくといふことについては、現在の段階においては、また少し早過ぎるんじゃないかといふやうな気がするんですが、長官の話では、それは先ほど申し上げたやうな付保限度を上げるということによつてカバーできるんじゃないかといふやうな話がありました。が、私はやはり、ちよつと一まつの不安を持っております。

○政府委員(小山雄二君) 協会の新しいものについては、まだ話があつたといふやうに聞いておるのです。が、今後、この問題について、どういふふうに考えておられ、また進めていくのか。一年間、一応これでやつてみて、さうして、さういふ問題が出てきた場合においては、そのときは、それまでに一つ検討して、来年からは、さういふ新しい制度を設けていきたいといふやうな考えであるのか、その辺を、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。おそろく近藤委員のお考えも、その点について、やはり御心配があつて御質問があつたんでないかと思ひますが、その点一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 協会の個別の検討を加へました結果、今すぐにはむずかしいといふ協会の十二ばかりは、今すぐ七百万円に上げましようといふことではありますので、五十二のうち十二です。それから四十ばかり……十二を場所的その他から見まして、何といひますか、さういふ需要の一つ一つの金額は、割に少ない場所といふやうなこともありますが、まあ十二の組合につきます。たといふと県と話し合つて、県の基金を増額してもらうといふことを本年度やりまして、一年たてば——全部なくなるかどうか、必ずしも自信はないのですが、一年、二回の指導期間をおけば、こういうものも、

そこまで持っていけるのじゃないかという感じはしているのです。

そういう方向で一つ指導していく。大蔵省とも相談いたしまして、業務保証を認可する場合に、従来、こういう問題を非常に軽く扱っておりましたのが、そういう場合も、認可していくものは認可していく、上げられない場合には上げられないというような方法で、おせん立てをするともに、認可でも一つ押えていく、こういう打ち合せをいたしておるのであります。

○川上為治君　そうすると、やはり十二の保証協会の地区においては、この一年間というものは、そういうような問題が発生する余地が非常にある、こういうことですね。その欠陥を、何らかの方法で補うということは考えていないのですか。たとえばその十二地区のあるところで、どうしても自分の方としては七百万円ぐらい融通してもらいたいのだ、それには銀行の方で、全部保証協会の方で保証してもらわねえと、なかなか貸してくれぬ。ところが、保証協会の方へいってみると、三百万円でそれ以上は保証しない、こういうことになりまうとすると、結局七百万円の設備近代化の金は借りれぬというふうな事態が生じてくる。

そういうことになるという、せっかくこれは七百万円程度の設備近代化の資金というの、いわゆる中小企業の中でも、相当しつかりした、また今後輸出関係では、相当伸ばしていかねばならぬという工場なり、そういうものが多いと思うのですが、そういうものが、この保証保険にかかることはできないというふうなことになるでしょうが、少なくとも

も一年ぐらゐは生ずるということになるのですが、そこを何か埋める方法というの、別途考えていないのですか。それとも、もう最初から県と相談をして県の方から、もつと出捐してもらつて、そうして三百万円というものを全部七百万円まで上げるようなことにして、そういう県が一つもないように、全部七百万円の付保限度にするまでやるのだ、県の援助を得てというふうなことでいけるのですか、そこをちょっと、もう一ぺん聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(小山雄二君)　仰せの通り、うまく手が打てなければ、十二は少なくとも一年間今度の制度改正の恩恵を受けられないという結果になるわけです。ただこれは、県に個別に話しまして、県会その他の年度の途中からでも手を打ってもらえるというものもあるかと思ひます。急に改めにくい理由としては、一つは大口の保証需要が割に少ない。これも少ないといひましても、絶対にないわけではなないであらうと思ひますから、理由にはあまりならないのですが、大口のそういう程度の金額の保証の需要が、きわめて少ないというふうなもの、それから大口保証をやると、事故が起こつて代位弁済するときに、資金繰りが苦しいというふうな理由、これらは、こつちの貸付資金の配分だとか、あるいは県の方の応援で解決するわけなんでありまして、そういう理由を一つ一つぶつけていきましたら、十二のうちにも本年度中に片づくものも相当あると思ひます。県の出捐その他年度の途中でも、よくやつておりますので、そういう

努力をやつて、これを極力減らしていきたいと思ひます。で、最後のお尋ねの、別に、何かかわる手といったようなことを考えているかというお話ですが、大体そういう見当で、この案を立案したわけでございます。い、いわゆる廃止切れになつている間をつなぐ手間は実はないわけでありまして、県の方は、保証協会の方がうまくいかない場合に、間をつなぐという手がないわけでありまして、ただいま申し上げましたように、設備資金、主要設備近代化等の、貿易自由化、所得倍増に備へての需要というものが非常に旺盛でありますとともに、設備投資の金額もだんだん上つてくる傾向にあります。で、七百万円超等のものについて、何もしなくてもいいものか、設備金融に対する裏付というものが、突っかい棒しなくていいものかという問題は、別途問題が本質的にあるわけでございます。

この問題の検討は、この今回の案と並行して別途検討を加へつつあります。その検討の結果、あるいは別に七百万円、下のものも含み、上のものを主として中心とする設備金融に対する突っかい棒の制度というものについて、別途これは考えまして、何か成案ができましたら、これは金融制度調査会等にもかけまして、一つの案にまゝめ上げていきたいということを検討しておる次第であります。

○川上為治君　私はこの七百万円以下のものについて、十二のそういう組合が生じないように、県とよく相談して、県の協力を得て、また中小企業庁の行政指導によつて、そのブランクがないように、一つやつていただきたい

ということを強くお願いしておきます。と同時に、七百万をこえる問題については、これはこの前の委員会において、私がその欠陥を突は指摘して、何か新しい制度を、この際作るべきじゃないか、この際、融資保険を全面的にやめるかわりに、何か新しい、やはりそういうものをめんどろ見る制度を作るべきじゃないかというのを申し上げましたが、これについては、大蔵省といろいろ相談して話がつきまゝになつておるといふふうに聞いておりますが、これも一日も早く一つ実現するように、強力に一つ大蔵省と話を付けていただきたいことを、特に、この委員会において希望しておきます。

○近藤信一君　信用保証協会は、採算ベースを考へて運営しているわけなんです。そこで実際には、保証協会の保証がなくても、金融業者から融資ができるようなものに対しても、まあ保証するわけなんです。ところが、実際には保証協会の保証がなければ、金融業者から金が借りられないという業者があるわけなんです。

そういうものが信用保証協会に保証を依頼に行きますと、こういう面については、いろいろと何とかかんとか理屈をつけて、喜んで保証しない、こういう向きがあるということ、私はしばしば聞くわけなんです。こういうことについて保証制度の本来の目的といふものに反するのじゃないか。こういうふうな感じを私は受けてゐるわけなんです。政府はもう監督指導すべきじゃないかと私は思ひます。が、この点はいかがですか。

○政府委員(小山雄二君)　何分全園で五十二保証協会がありまして、直接第一線の監督は県がやつてゐるわけでありまして。中央での監督は、大蔵、通産両方でやつておりますが、そういうことで、直接指導監督が徹底しにくいという面があつたと思ひます。

ただ、金を借りられるものに保証をつける、これは保証するということとは、借りられる人からみると、保証料をそれだけとられるわけで、損なんです。から、当然保証がなくても、借りられる人に保証をつけるということはないと思ひますが、ただ、ワクの関係あるいは保証協会の実力の関係で、当然保証してやるべきものに保証を渡るとか、あるいはいろいろ担保その他でうるさいことを言うような点は、われわれも聞いております。そういうものの指導は、今後これは、連合会もありますし、そういう方面をも通じて、大体が保証協会は、主として地方公共団体の金、それから国の貸付金というところで、その他もございますけれども、それで運営している公的な機関なわけですから、なおさら、そういう趣旨にもとる運営がないように監督指導をやつて参りたいと思ひます。

○近藤信一君　これは、県の保証協会なんかといふものは、県会議員あたりなら何でも、少し困難であつても、ほとんどと保証するわけなんです。ところが、実際に保証してもらわなければならぬ人は、直接頼みに行く、なかなか保証してくれない。これは聞いてただけでなくして、私自身も体験しているわけなんです。ついに困つて、私のところへ来られた人もあるわけなんです。私が行って、いろいろ話したら

ろのリスクを全部負つてくれないものだから、担保を取りたい。その場合、取れないものは、これは取らないというわけでありまして、取れるものから取るという事はやっておるようであります。

ただ担保というものは、なかなか微妙な点があります。たとえば担保の取り方、担保を作るといいますか、いろいろ担保にかかつておるけれども、その残りのところに二番抵当のものを作つていけば作れるというような担保も相当ありますから、そういう点で、担保のないという事柄自体の程度に、いろいろ問題があると思ひます。そういう意味で、おそらく保証協会に来るようなものは、あまりいい性質のものじゃなくて、むしろ担保を無理に作つてあげて、その手伝いをしてあげて、それも一つの担保力に、俗に言う形式的にはなつたという、そういう場合が多いのじゃないかと思ひます。

○近藤信一君 担保を取らなければならぬということが書いてないという事になれば、これは、原則的には無担保になると思ふ。しかし保険の方が、それでは困るということで担保を取ると、こういうことになれば、保険の方を、あなた改正すればいいのじゃないかと、私はその思ふのですが、その点はどうですか。

○政府委員(小山雄二君) 填補率の問題は、私もどしどしは、できるだけ高く、できれば百パーセント填補していききたい。これは最終的には保険準備基金として、もっとたくさん金を出す、こういうことになつて来ます。ただ、現在までのところでは、保険準備基金は、特別会計から引き継いだものと、

それから経済基盤強化の法律で出資しましたものとありまして、その後ふやす機会というものは、一般財政投融資毎年度の作業におきまして、要求がいろいろあり、われわれの方として、公庫その他の要求があるものから、そこまで至つておりません。しかし、かりにパーセントを百パーセント填補することにして、一体幾らの基金が要するのだというような計算、事故率、回収率その他の計算といふのが、なかなか実は、正確な計算ができないという事で、非常に大ざつぱに言いますと、目安でやつておるわけでありまして、これはわれわれの方でもいろいろこの制度が始まつて年限が割に少うございしますから、もうちょっと時間の推移を見て、そういう論議をはつきりさせて、そしてこの問題は、上げのべきものなら上げるといふことで問題を出し、主張して行きたいと、こう考えるものであります。

○近藤信一君 私四時から、ちょっと所用があるから、もうあと一点お尋ねしまして、質問を留保して、きようはやめたいと思ふのです。長官も御承知のように、保証協会の内容というものは、これはまあまあな内容です。五十幾つの保証協会が統一されていらないのです。従つて保証率の問題も、これもまあまあになつて、低いところは一四厘の保証率、それから高いところは二分九厘と、こういうふうに非常に差が大きいわけなんです。保証料率の統一は、私はばらばらという事でなくして、信用保証協会といへば、どこも一緒だろうと、こうだれでも頭に浮かぶのだから、この保証料率の一本化ということが、私は重要で

なかつたかというふうに考えるのです。この点、政府の考えは、いかがですか。○政府委員(小山雄二君) この金を借りる人から見ると、信用力は、担保がないといふためとは言いながら、金利を——それも、そう安くはない金利を取られた上に、保証料を取られるわけですから、保証料は、できるだけこれを下げたいといふのが、われわれの念願でございします。それとともに、平均化しつつ、バランスを一本化する下げるということが、また一つのねらいでございします。ここ数年間融資の仕事をして——背景といつたしまして、相当程度下がつて参つております。ただ、ばらつきが今おつしやいましたように相当ありますけれども、最高八厘、最低四厘、大へんなばらつきなんございしますが、最高七厘とか八厘とかといふところ、四厘とか四厘五毛とかいふところは割に少うございまして、大体が平均今五厘五毛になつておりますが、これも来年度の融資を背景にしまして一割程度、すなわち結論として五厘程度にもつていきたい、こういうふうに考えております。

それとともに、あまり——低いところはいいのですが、高いところは、一件一件問題の性質、問題の内容を検討いたしまして、ただ、これも財政事情——協会の財政事情もありませんから、一ぺんにもつていけるかどうか、必ずしも自信はございせんが、この内容を検討して、可能な限り引き下げさせる、これは一件々々、高いところはシラミつぶしに検討をして勧奨をする、どういふ手を打つて、どう下げていくかといふ具体案を突きつめて下げさしていきたいというふうに考えております。

○近藤信一君 五大市、また五大市につながる大きな県です、これは大よそ統一されていきますか。

○政府委員(小山雄二君) 大都市の近辺の協会は、今資料を見ますが、大体五厘五毛前後のところ、統一されていと思ひます。八厘というのは、実は能代の協会で、これは協会自体の存立なり沿革の問題なり、その地域の問題が相当多いわけなんです。大都市の近辺は、大体五厘五毛から六厘というところ、その辺でバランスがとれております。

○委員長(柳本享弘君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(柳本享弘君) 速記を始め

他に御質疑はございせんか。他に御発言がなければ、本日の質疑は、この程度にとどめます。

○委員長(柳本享弘君) なお、委員の異動がございしたので、報告いたしておきます。本日、吉田法晴君が委員を辞任され、その補欠として阿部竹松君が委員に選任されました。

本日は、これにて散会いたします。次回は、明日午前十時より開会いたします。

午後四時五分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(閣法第一〇一号)(予備審査のための付託は二月二十八日)

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共料金値上げ抑制等に関する諸願(第九九五号)(第一二七号)

一、公共料金値上げ反対に関する諸願(第一〇二号)

一、公共料金値上げ反対等に関する諸願(第一〇一七号)

一、物価値上げ反対等に関する諸願(第一〇一八号)

第九九五号 昭和三十六年三月十日受理
公共料金値上げ抑制等に関する諸願(四通)

諸願者 神奈川県横須賀市浦賀町七ノ二七 川崎春美 外八名

紹介議員 大竹平八郎君
昨年来諸物価、特に食料品、サービス関係の料金などの値上がりがいちじるしく、加えて第二次池田内閣の成立以来、国鉄、郵便、電気料など公共料金関係の値上げ案が相次いで発表され、家計を守る婦人は非常に不安を感じてゐるから、(一)予算の使途を合理化し、国民の負担を軽くして明るく豊かな暮らしを保障する施策を進めること、

(二)国鉄、郵便、医療費など公共料金の値上げと、都電都バス、市電市バス、水道料などの値上げを抑えること、(三)生産強化による商品のこの水は消費者が消化するので、消費者保護の施策行政を急ぐこと、(四)独禁法及びその運用を強化し、業者の協定値上げを止めること等適切な措置を講じられたいとの諸願。

第一一七七号 昭和三十六年三月十六日受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願
(一通)

請願者 東京都世田谷区玉川瀬田町三七四 坂倉かね外一名

紹介議員 奥 むねお君
この請願の趣旨は、第九九五号と同じである。

第一〇一一号 昭和三十六年三月十日受理

公共料金値上げ反対に関する請願

請願者 大阪府守口市議会議員 長 石橋繁次

紹介議員 亀田 得治君

昭和三十六年度国家予算編成に際して、政府が企図している国鉄運賃、郵便料金等公共料金の値上げは、民間における電力料金等への刺激が予想されるばかりでなく、現に他の諸物価の高騰を誘発せしめつつある現状で、国民生活に与える影響は非常に大きい。また、これら公共料金並びに諸物価の高騰は、地方行政の執行に対しても重大な影響を及ぼし、地方自治体をしてますます苦境に立たしめるものであるから、公共料金の値上げには反対であるとの請願。

第一〇一七号 昭和三十六年三月十一日受理

公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷四ノ三三平和ふじん新聞友の会内 勝目テール

紹介議員 野坂 参三君

池田内閣は一千億減税を公約したが消費物価は日に値上がりきたし、

第九部 商工委員会会議録第十号

昭和三十六年三月二十八日【参議院】

公共料金の値上げ発表はこれに拍車をかけ国民経済全般に大きな影響を与え、特に郵便料金の第三種の値上げは新聞にも影響し値上げをしなければならなくなり、新聞を通じての親ばくを計っている者の言論の自由を圧迫するものであるから、(一)公共料金の値上げは絶対にしないこと、(二)特別に大企業に有利な税制を改め、国民全般に減税するような税制に改めること、(三)値上げがムードを抑圧する政策を考へること、等について善処せられたとの請願。

第一〇一八号 昭和三十六年三月十一日受理

物価値上げ反対等に関する請願(四通)

請願者 滋賀県甲賀郡水口町赤堀 瓦市五郎外六十四名

紹介議員 須藤 五郎君

国民生活をますます圧迫する諸物価値上げに反対である。また、抛出国民年金制度の実施は延期せられたい。あわせて、国民生活の水準をあげるため、全国一律八千円の最低賃金制を確立せられたいとの請願。

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、電気用品取締法案

電気用品取締法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 製造事業者の登録(第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十・第十一・第十二・第十三・第十四・第十五・第十六・第十七・第十八・第十九・第二十・第二十一・第二十二・第二十三・第二十四・第二十五・第二十六・第二十七・第二十八・第二十九・第三十・第三十一・第三十二・第三十三・第三十四・第三十五・第三十六・第三十七・第三十八・第三十九・第四十・第四十一・第四十二・第四十三・第四十四・第四十五・第四十六・第四十七・第四十八・第四十九・第五十・第五十一・第五十二・第五十三・第五十四・第五十五・第五十六・第五十七・第五十八・第五十九・第六十・第六十一・第六十二・第六十三・第六十四・第六十五・第六十六・第六十七・第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百条)

第三章 電気用品の型式等(第十八条・第二十六条)

第四章 販売等の制限(第二十七条・第二十八条)

第五章 指定試験機関(第二十九条・第四十二条)

第六章 雑則(第四十三条・第五十六条)

第七章 罰則(第五十七条・第六十三・六十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電気用品の製造、販売等を規制することにより、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気用品」とは、主として一般用電気工作物(電気工事法(昭和三十五年法律第三十九号)第二条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。)の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるものをいう。

第二章 製造事業者の登録

(登録)

第三条 電気用品の製造の事業を行なうとする者は、通商産業省令で定める電気用品の製造の事業の区分(以下「事業区分」という。)に従い、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請

書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業区分

三 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該電気用品の製造のための設備であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定製造設備」という。)の名称及び性能又は数

五 当該電気用品の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定検査設備」という。)の名称及び性能又は数

六 前項の申請書には、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(欠格条項)

第五条 次の各号の一に該当する者は、第三条の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終つたり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第三条の登録を受けた者(以下「登録製造事業者」という。)であつて法人であるものが第十四条の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日から三十日以内にその登

録製造事業者の業務を行なう役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前三号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第六条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

(登録簿)

第七条 通商産業大臣は、登録簿を備へ、次の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

(登録証)

第八条 通商産業大臣は、第三条の登録をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 事業区分

(承継)

第九条 登録製造事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事

業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録製造事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第五条各号の一に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)

第十条 登録製造事業者は、第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録製造事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。

3 第一項の場合において、前条の規定により登録製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(廃止の届出)

第十一条 登録製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)
第十二条 登録製造事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)
第十三条 登録製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)
第十四条 通商産業大臣は、登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第三条、第十条第一項、第十八条又は第二十五条第二項の規定に違反したとき。
二 第五条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。
三 第四十七条又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。
(登録の消除)
第十五条 通商産業大臣は、登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)
第十六条 登録製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、効力を失つた日から三十日以内に、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(登録簿の謄本等)
第十七条 何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

第三章 電気用品の型式等
(登録製造事業者に係る電気用品の型式の認可)

第十八条 登録製造事業者は、製造しようとする電気用品の型式について、通商産業省令で定める型式の区分(以下単に「型式の区分」という。)に従い、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、特定の用途に使用される電気用品を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験的に製造する場合には、この限りでない。

(認可の申請)
第十九条 前条の認可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録の年月日及び登録番号
三 型式の区分

2 前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の試験用の電気用品及びその構造図その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。ただし、第二十一条第一項の試験に合格した電気用品について前条の認可を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添附することをもつて足りる。

(認可の基準)
第二十条 通商産業大臣は、第十八条の認可の申請が次の各号(次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添附してある場合には、

第二号)に該当すると認めるときは、認可をしなければならない。
一 申請に係る試験用の電気用品が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 申請者が申請に係る型式の区分の属する事業区分について第三号の登録を受けていること。
(指定試験機関の試験)
第二十一条 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式の電気用品については、通商産業大臣が指定した者(以下「指定試験機関」という。)の行なう試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第十九条第二項の通商産業省令で定める数量の試験用の電気用品及び同項の通商産業省令で定める書類を添えて、指定試験機関に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 型式の区分

3 第一項の試験においては、その試験用の電気用品が前条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは、これを合格とする。

(基準適合義務等)
第二十二条 第十八条の認可を受けた登録製造事業者が当該認可に係る型式の電気用品を製造する場合においては、第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準

に適合するようにしなければならない。
2 第十八条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の登録製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造に係る同項の電気用品(前項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(輸入事業者に係る電気用品の型式の認可等)
第二十三条 電気用品の輸入の事業を行なう者(以下「輸入事業者」という。)は、販売しようとする電気用品(その者の輸入したものに限る。)の型式について、型式の区分に従い、当該電気用品の製造事業者ごとに、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、特定の用途に使用される電気用品を販売する場合において、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 第十九条から第二十一条までの規定は、前項の認可に準用する。この場合において、第十九条第一項第二号中「登録の年月日及び登録番号」とあるのは、「当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所」と、第二十条中「認可の申請が次の各号(次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添附してある場合には、第二号)に該当すると認めるとき」とあるのは「認可の申請が第一号に該当する

と認めるとき又は認可の申請に次
条第一項の試験に合格したことを
証する書面を添附してあるとき」
と読み替えるものとする。

3 第九本文並びに第十條第一項
及び第三項の規定は、第一項の認
可を受けた輸入事業者について準
用する。この場合において、同条
第一項中「第四條第一項第一号又
は第三号から第五号までに掲げる
事項」とあるのは、「氏名又は名称
及び住所並びに法人にあつては、
その代表者の氏名」と読み替える
ものとする。

(認可の有効期間等)

第二十四條 第十八條又は前條第一
項の認可は、七年ごとにその更新
を受けなければ、その期間の経過
によつて、その効力を失う。

2 前項の認可の更新の申請に關し
必要な手続的事項は、通商産業省
令で定める。

(表示)

第二十五條 第十八條又は第二十三
條第一項の認可を受けた登録製造
事業者又は輸入事業者は、当該認
可に係る型式の電気用品(第二十
二條第二項において準用する第十
八條ただし書の規定の適用を受け
て製造されたものを除く。)を販売
する時までに、これに通商産業省
令で定める方式による表示を附さ
なければならぬ。

2 何人も、前項に規定する場合を
除くほか、電気用品に同項の表示
又はこれと紛らわしい表示を附し
てはならない。

(認可の取消し)

第二十六條 通商産業大臣は、第十
八條又は第二十三條第一項の認可
を受けた登録製造事業者又は輸入
事業者が次の各号の一に該当する
ときは、その認可を取り消すこと
ができる。

一 第二十二條第三項又は前條第
一項の規定に違反したとき。

二 第四十三條第一項の条件に違
反したとき。

三 第四十七條又は第四十八條の
規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第十八條又
は第二十三條第一項の認可を受
けたとき。

第四章 販売等の制限

(販売の制限)

第二十七條 電気用品の販売の事業
(自ら製造し、又は輸入した電気
用品の販売の事業を除く。)を行な
う者(以下「販売事業者」という。)
は、第二十五條第一項の表示が附
されているものでなければ、電気
用品を販売し、又は販売の目的で
陳列してはならない。ただし、第
十八條ただし書(第二十二條第二
項において準用する場合を含む。)
又は第二十三條第一項ただし書の
承認に係る電気用品については、
この限りでない。

(使用の制限)

第二十八條 電気に関する臨時措置
に關する法律(昭和二十七年法律
第三百四十一号)の規定によりそ
の例によるものとされた旧公益事
業令(昭和二十五年政令第三百四
十三号)第二條第四号に規定する

電気事業者、同令附則第三項の規
定によりなお効力を有する旧電気
事業法(昭和六年法律第六十一号)

第三十條第一項の命令の適用を受
ける電気工作物を設置する者又は
電気工事士法第三條に規定する電
気工事士は、第二十五條第一項の
表示が附されているものでなけれ
ば、電気用品を電気施設(発電、
変電、送電若しくは配電又は電気
の使用のために設置する機械、器
具、電線路その他の工作物をい
う。)の設置又は変更の工事に使用
してはならない。

2 電気用品を部品又は付属品とし
て使用して製造する物品であつ
て、政令で定めるものの製造の事
業を行なう者は、第二十五條第一
項の表示が附されているものでな
ければ、電気用品をその製造に使
用してはならない。

3 前条ただし書の規定は、前二項
の場合に準用する。

第五章 指定試験機関

(指定)

第二十九條 第二十一條第一項の指
定は、通商産業省令で定める区分
ごとに、同項の試験(以下この章
において単に「試験」という。)を行
なおうとする者の申請により行な
う。

(欠格事項)

第三十條 次の各号の一に該当する
者は、第二十一條第一項の指定を
受けることができない。

一 第四十一條の規定により指定
を取り消され、その取消しの日
から二年を経過しない者

二 その業務を行なう役員のうち
に、次のいずれかに該当する者
がある者

イ この法律又はこの法律に基
づく処分違反し、罰金以上
の刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けるこ
とがなくなつた日から二年を
経過しない者

ロ 第三十八條の規定による命
令により解任され、解任の日
から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十一條 通商産業大臣は、第二
十一條第一項の指定の申請が次の
各号に適合していると認めるとき
でなければ、その指定をしてはな
らない。

一 通商産業省令で定める機械器
具その他の設備を用いて試験を
行なうものであること。

二 通商産業省令で定める条件に
適合する知識経験を有する者が
試験を実施し、その数が通商産
業省令で定める数以上であるこ
と。

三 民法(明治二十九年法律第八
十九号)第三十四條の規定によ
り設立された法人であつて、そ
の役員又は社員は構成が試験の
公正な実施に支障を及ぼすおそ
れがないものであること。

四 試験の業務以外の業務を行な
つていない場合には、その業務を
行なうことによつて試験が不公
正になるおそれがないものであ
ること。

五 試験の業務を適確かつ円滑に
行なうに必要な経理的基礎を有
するものであること。

六 その指定をすることによつて
申請に係る試験の適確かつ円滑
な実施を阻害することとならな
いこと。

(試験の義務)

第三十二條 指定試験機関は、試験
を行なうべきことを求められたと
きは、正当な理由がある場合を除
き、遅滞なく、試験を行なわな
ければならない。

2 指定試験機関は、試験を行なう
ときは、前條第一号に規定する機
械器具その他の設備を使用し、か
つ、同條第二号に規定する者(以
下「試験員」という。)に試験を実施
させなければならない。

(事業所の変更)
第三十三條 指定試験機関は、試験
を行なう事業所の所在地を変更し
ようとするときは、変更しよう
とする日の二週間前までに、通商産
業大臣に届け出なければならない。

(業務規定)
第三十四條 指定試験機関は、試験
の業務に關する規定(以下「業務規
定」という。)を定め、通商産業大臣
の認可を受けなければならない。
これを変更しようとするときも、
同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、
通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可
をした業務規定が試験の公正な実
施上不適當となつたと認めるとき
は、その業務規定を変更すべきこ
とを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第三十五条 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
(事業計画等)

(事業計画等)

第三十六条 指定試験機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2

指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第三十七条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第三十八条 通商産業大臣は、指定試験機関の役員又は試験員がこの法律又は業務規定に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員等の地位)

第三十九条 試験の業務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十条 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十一条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(指定の取消し等)

(指定の取消し等)

第四十一条 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第二十一条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 この章の規定に違反したとき。
二 第三十四条第一項の認可を受けた業務規定によらないで試験を行なつたとき。
三 第三十四条第三項、第三十八条又は前条の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十二条 指定試験機関は、帳簿を備え、試験に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第六章 雑則

(認可等の条件)

第四十三条 第十八条若しくは第二十三条第一項の認可又は第十八条ただし書(第二十二條第二項において準用する場合を含む。)若しくは

は第二十三条第一項ただし書の承認には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、認可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可又は承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(公示)

第四十四条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第十八条又は第二十三条第一項の認可をしたとき。
二 第二十一条第一項の指定をしたとき。
三 第二十六条の規定により認可を取り消したとき。
四 第三十三条の規定による届出があつたとき。
五 第三十五条の許可をしたとき。
六 第四十一条の規定により指定を取り消し、又は試験の業務の停止を命じたとき。

(報告の徴収)

第四十五条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、登録製造事業者、輸入事業者、販売事業者又は第二十八条第二項に規定する事業を行なう者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理

の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十六条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録製造事業者、輸入事業者、販売事業者又は第二十八条第二項に規定する事業を行なう者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務停止命令)

第四十七条 通商産業大臣は、第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者が製造し、又は輸入した電気用品であつて当該認可に係るもの(第二十二條第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)が第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、危険又は

は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者又は輸入事業者に対し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(改善命令)

第四十八条 通商産業大臣は、次の場合には、登録製造事業者に対し、特定製造設備又は特定検査設備の修理又は改造、電気用品の製造又は検査の業務の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
一 特定製造設備又は特定検査設備が第六条第一号又は第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。
二 第二十二條第一項の規定に違反していると認めるとき。

(公聴会)

第四十九条 通商産業大臣は、第二十条又は第二十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

(異議の申立て)

第五十条 この法律の規定による通商産業大臣の処分(第五十六条の規定により通商産業大臣の権限が通商産業局長又は都道府県知事に委任された場合には、当該通商産業局長又は都道府県知事の処分)に対して不服のある者は、その処分あつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議

の申立てをすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立てをすることができない。

第五十一条 通商産業大臣は、前条の異議の申立てがあつたときは、異議の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立てをした者及び利害関係人に対し、

当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第五十二条 通商産業大臣は、前条の聴聞を行なつた後、文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

(手数料)

第五十三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

納付しなければならない者	金 額
一 第三条の登録を受けようとする者	一件につき 四千元
二 第十八条若しくは第二十三条第一項の認可又は第二十四条第一項の認可の更新を受けようとする者(指定試験機関の行なり試験に合格した電気用品の型式について、これらの認可又は認可の更新を受けようとする者を除く。)	一件につき 四万円
三 指定試験機関の行なり試験を受けようとする者	一件につき 四万円
四 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき 四百円
五 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一件につき 二百円
六 登録簿の閲覧を請求しようとする者	一枚につき 二十円 一回につき 二十円

2 前項の手料は、指定試験機関の行なり試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の、その他の者の納付するものについては国庫の収入とする。

(輸出用電気用品の特例)

第五十四条 輸出用の電気用品については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(経過措置)

第五十五条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(権限の委任)

第五十六条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の登録を受けないで電気用品の製造の事業を行なつた者

二 第十八条又は第二十三条第一項の規定に違反してこれらの認可を受けた型式の電気用品以外の電気用品を製造し、又は販売した者

三 第四十七条の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十八条 第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した場合においては、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第三項の規定に違反して検査を行なわず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

二 第二十五条第一項の規定に違反して表示を附さなかつた者

三 第二十五条第二項の規定に違反して表示を附した者

四 第二十七条の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者

五 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用した者

第六十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十七条、第五十九条又は第六十条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十条第一項(第二十三条第三項において準用する場合を含む。)又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由なく、第十六条の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十九条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に電氣に関する臨時措置に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号）第一条第一項の規定によりその例によるものとされた旧電氣用品取締規則（昭和十年通信省令第三十号。以下「旧規則」という。）第二条の免許を受けている者は、この法律の施行の日から三月間は、第三条の規定にかかわらず、その者がこの法律の施行の際現に旧規則第三条の型式承認を受け、又は同条の型式承認を申請している型式の別の属する事業区分について電氣用品の製造の事業を行なうことができる。その者が次項の規定による届出をした場合において、当該登録を受けるまでの期間についても、同様とする。

2 前項に規定する者は、同項前段に規定する期間内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、同項に規定する事業区分について第三条の登録の申請をしたものとみなす。この場合においては、通商産業大臣は、第六条の規定にかかわらず、その登録をしなければならない。

第三条 この法律の施行の際現に旧規則第三条又は第四条の型式承認を受けている者は、その型式の別に相当する型式の区分について第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、昭和三十三年三月三十一日以前に型式承認を受けたものに係る第二十四条第一項の規定

の適用については、同年四月一日に認可を受けたものとする。

第四条 前二条に規定するものを除くほか、旧規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)
第六条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十五号中「製造を免許すること。」を「製造事業者を登録し、若しくは電氣用品の型式を認可すること。」に改める。
(電氣に関する臨時措置に関する法律の一部改正)

第七条 電氣に関する臨時措置に関する法律の一部を次のように改正する。

本則中「電氣用品」を削る。
(電氣工事土法の一部改正)
第八条 電氣工事土法の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「この法律」の下に「又は電氣用品取締規則（昭和三十六年法律第 号）第二十八条第一項」を加える。

第九号中正誤

ベ	段	行	誤	正
三	四	一	一千万分の	一千万分の一
シ	四一五	一	二千万分の	二千万分の一